

# VI

## 刑事訴訟事件に関する分析



## 1 公判前整理手続を中心とした刑事訴訟手続の流れ

刑事訴訟手続の概要は第1回報告書161頁に記載したとおりである。本章では、公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況に関する統計データを分析するが、分析に先立って、まず公判前整理手続の意義及び公判前整理手続に付された事件の手続の流れをみるとこととする。

公判前整理手続は、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、平成16年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）によって導入されたものである。充実した審理を迅速に行うためには、争点中心の審理を集中的に行う必要があるところ、そのためには、公判審理を始める前に、何が事件の争点であるかを十分に整理した上で、争点となる事項及び争点ではない事項のそれぞれについて、どのような証拠を取り調べるか定める必要がある。また、争点を整理するためには、当事者双方が主張を明らかにする必要があるところ、主張を明示するためには、当事者が、相手方の手持ち証拠を含め、できる限り広く証拠関係を把握しておくことが重要となる。そこで、第1回公判期日前に争点及び証拠を整理するための手続として公判前整理手続が設けられ、同手続において証拠開示制度も整備された。

公判前整理手続に付された事件の手続の流れは次のとおりである（【図1】）。

検察官の公訴提起を受けた裁判所は、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認める場合、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、事件を公判前整理手続に付する旨決定する（刑事訴訟法316条の2）<sup>\*1</sup>。もっとも、裁判所は、第1回公判期日前は事件に関する詳細な情報を持ち合わせていないので、実際には当事者からの申出を受けて、相手方の意見を聴き、公判前整理手続に付するか否かを判断することが多い。なお、裁判員裁判対象事件については、一般市民である裁判員が審理に参加することから、事前の十分な争点整理、証拠整理と連日の開廷を可能とする明確な審理計画を策定しておく必要性が特に高いため、必ず公判前整理手続に付さなければならない（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律49条）。

公判前整理手続は、公判前整理手続期日を開き、訴訟関係人を出頭させて陳述させる方法と、訴訟関係人に書面を提出させる方法がある（刑事訴訟法316条の2第2項、316条の6第1項）。公判前整理手続においては、まず検察官が証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実）を記載した書面を裁判所に提出し、被告人又は弁護人に送付するとともに、証明予定事実を証明するために必要な証拠（検察官請求証拠）の取調べを請求し（同法316条の13）、その証拠を被告人又は弁護人に開示しなければならない（同法316条の14）。また、検察官は、被告人又は弁護人からの請求により、検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な証拠で、証拠物、実況見分調書、被告人の供述録取書等、一定の類型に該当するものを開示する（同法316条の15）。

次に、被告人又は弁護人は、検察官請求証拠に対する意見を明らかにするとともに（同法316条の16）、その証明予定事実その他予定している事実上及び法律上の主張を明らかにし、これを証明するための証拠の取調べを請求する（同法316条の17）。また、検察官は、被告人又は弁護人の請求により、上記主張に関連する証拠や争点に関連する証拠を開示する（同法316条の20）。

当事者は、このような主張明示や証拠開示を通じて、あるいは、主張や証拠の必要性等に関する釈明等の

\*1 公訴提起前の段階で被告人に弁護人が選任されていない場合には、弁護人の選任を経た後に、当該弁護人の意見を聴いた上で、公判前整理手続に付する旨決定するのが通常である。

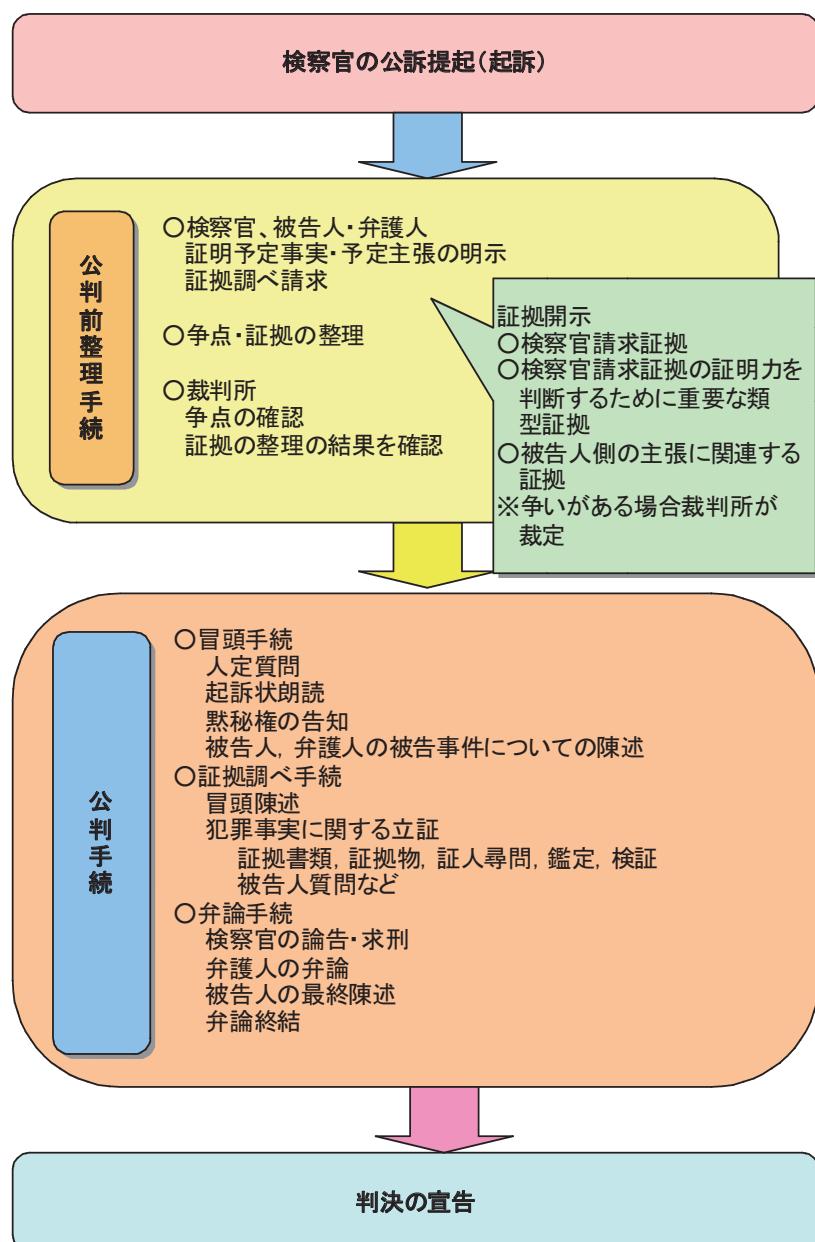
議論・検討を通じて、主張の追加・変更等を行ったり（同法316条の21、316条の22）、取調べを請求する証拠を厳選したり（刑事訴訟規則189条の2）して、争点及び証拠の整理を更に深める。裁判所は、適宜、証拠の採否を決定するとともに、証拠調べの順序と方法を決定するほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める（同法316条の5、刑事訴訟規則217条の2第1項）。なお、期日指定に当たっては、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（同法281条の6）。そして、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる（同法316条の24）。

なお、証拠開示については、被告人の防御の利益等、証拠開示の必要性とともに、証人威迫や関係者の名誉・プライバシー侵害等、証拠開示に伴う弊害も勘案しなければならないため、当事者間で証拠開示を巡って争いが生じた場合には、裁判所が裁定することになる。すなわち、裁判所は、必要と認める場合には、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付する旨の決定をすることができ（同法316条の25），当事者が開示すべき証拠を開示していない場合には、開示を命じる旨の決定をすることもできる（同法316条の26）。

その後の公判期日において行われる手続においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読等の冒頭手續が行われた後、証拠調べ手続が行われるが、公判前整理手続に付された事件については、証拠調べ手続の冒頭に、被告人側に証明しようとする事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、検察官の冒頭陳述に引き続き、これを明らかにするものとされている（同法316条の30）ほか、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにすることとされている（同法316条の31）。また、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由がある場合を除き、公判前整理手続終了後に証拠調べを請求することはできない（同法316条の32第1項）。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人等が事実認定や法律の適用に関する意見

【図1】 刑事訴訟手続の流れ



等を述べる。この手続が終わると、裁判所は、審理を終結し（結審），その後、判決が宣告されることになる。

## 2 公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況

### 2. 1 はじめに

公判前整理手続は、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために実施されるものである。第2回報告書においては、施行後約1年間の過渡期のデータであり、サンプル数も限られている旨の留保を付しつつも、公判前整理手続に付された事件については平均審理期間、開廷回数、第1回公判期日後の開廷間隔が短縮されるなど、裁判の迅速化が図られている旨指摘したところである。

ところで、公判前整理手続の導入による審理期間の変化を分析検討するのに当たって最も重要な点は、受理から終局までのトータルの期間（以下「総審理期間」という。）の変化である。すなわち、公判前整理手続という新しい手續が導入された以上、その手續の実施自体にある程度時間を要することは当然であり、そこで一定の時間を要したとしても、その結果、第1回公判期日から終局までの期間（以下「実審理期間」という。）が短くなり、最終的に総審理期間の迅速化が図られるのであれば、裁判の迅速化という観点からみても基本的に問題ないと考えられる。とりわけ、複雑困難な事件等については、公判前整理手続に相当程度時間がかかることはやむを得ないであろうから、公判前整理手続の実施期間のみを分析しても、公判前整理手続の導入が審理期間への影響をどの程度もたらしているのかを検証することはできないのであって、公判前整理手続の実施期間のみならず、平均審理期間、開廷回数、開廷間隔等を含め、多角的に検証する必要がある。

こうした基本的な立場を前提として、今回の報告では、まず、平成20年の数値により、総審理期間を中心にして、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間、開廷回数、開廷間隔等を、公判前整理手続に付されていない事件と比較することによって公判前整理手続の影響を検証するとともに、公判前整理手続に付された事件につき、平成18年から平成20年までの数値を比較することによって経年変化をみることにした。

加えて、裁判員制度が導入されることによって連日開廷が原則的となると、平均審理期間、開廷回数、開廷間隔等は余り大きな意味を持たなくなり、開廷時間が重要になってくることから、第2回報告書に引き続き、開廷時間に着目した分析も実施した。

最後に、前述のとおり、公判前整理手続の影響をみる上では、最終的には総審理期間の変化が最も重要なと考えられるものの、今回、平均審理期間の経年変化をみていく中で、公判前整理手続期間自体が年々長くなっている傾向が認められたことから、新たに公判前整理手続期間についても併せて分析を試みた。

## 2. 2 公判前整理手続の概況

### 2. 2. 1 公判前整理手続に付された事件の終局人員等

【表2】は、刑事第一審の終局人員及びそのうち公判前整理手続に付された人員を自白・否認別に示したものである。公判前整理手続に付された人員は、終局人員総数6万7644人中2104人(3.1%)となっている。このうち、否認事件で公判前整理手続に付された人員は、否認事件の終局人員4895人中91人(20.2%)である。また、

【表3】は、公判前整理手続に付された人員及びその平均審理期間を主な罪名別に示したものであるが、裁判員裁判対象事件、特に殺人や現住建造物等放火、傷害致死、集団強姦致死傷の実施率が90%を超えていている。

【表2】公判前整理手続に付された終局人員  
(第2回報告書【表48】参照)

区分 年次	終局人員	公判前整理手續に付された人員			
		自白	否認	その他	
平成20年	67,644	(3.1) 2,104	(1.6) 1,105	(1.5) 991	(0.01) 8

※ 1 ( )内は終局人員に対する割合(%)である。

2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。

3 その他の8人は公判前整理手続に付されたが、公判が1度も開かれずに公訴棄却、正式裁判請求取下げ、移送等で終局した人員である。

4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が75人ある。

【表3】自白否認別及び主要罪名別等の公判前整理手続に付された終局人員及び平均審理期間  
(第2回報告書【表49】参照)

公判前整理手続			総数	殺人	強盗致傷	現住建造物等放火	傷害致死	強姦致死傷	集団強姦致死傷	強制わいせつ致死傷	その他
	うち自白	終局人員	1,105	240	234	131	111	82	9	71	227
うち否認	平均審理期間(月)		5.6	5.9	5.4	4.9	6.2	4.8	7.5	4.8	5.8
	終局人員		991	261	146	73	73	51	12	31	344
うち被告事件についての陳述前に移送等で終局	平均審理期間(月)		9.3	9.6	7.6	10.0	10.8	6.9	9.0	5.6	10.1
	終局人員		8	3	1	-	-	-	-	1	3
公判前整理手続実施率(%)			3.1	90.5	74.6	91.5	91.5	79.6	95.5	80.5	0.9

さらに、前記1で述べたとおり、裁判員法施行後は、裁判員裁判対象事件においては必ず公判前整理手続に付さなければならないこととされているところ、裁判員裁判対象事件の終局人員及びそのうち公判前整理

手続に付された人員を自白・否認別に示した【表4】によれば、裁判員裁判対象事件の終局人員2208人のうち、公判前整理手続に付された人員は1788人（81.0%）となっている。これを自白・否認事件別にみると、自白事件については、1265人中1026人（81.1%）が、否認事件については、904人中755人（83.5%）が公判前整理手続に付されており、いずれも実施率は高くなっている。

【表4】公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件の終局人員  
(第2回報告書【表51】参照)

区分		終局人員	自白	否認	その他
年次					
平成20年	裁判員裁判対象事件	2,208	(57.3) 1,265	(40.9) 904	(1.8) 39
	うち 公判前整理手続に付された人員	(81.0) 1,788	(46.5) 1,026	(34.2) 755	(0.3) 7

※ 1 ( )内は終局人員に対する割合(%)である。

2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。

3 その他の7人は公判前整理手続に付されたが、公判が1度も開かれずに公訴棄却、正式裁判請求取下げ、移送等で終局した人員である。

## 2. 2. 2 公判前整理手続と国選弁護事件・私選弁護事件

【表5】は、公判前整理手続に付された人員につき自白・否認別に国選弁護人が選任された事件と私選弁護人が選任された事件の件数を示したものであり、【表6】は裁判員裁判対象事件に関するものである。特に、否認事件における私選弁護人選任率については、公判前整理手続に付された全事件、裁判員裁判対象事件のいずれにおいても、30%を超えており、刑事通常第一審事件（24.7%。前掲III 1 【表1】参照）と比べて高くなっている。

【表5】自白否認別及び国選私選別の公判前整理手続に付された終局人員(第2回報告書【表52】参照)

	公判前整理手続に付された人員	自白			否認		
		自白	国選	私選	否認	国選	私選
全件数	2,104	1,105	79.0%	26.5%	991	68.9%	37.6%
			873	293		683	373

※ 国選弁護人と私選弁護人の両方がついた人員は双方に重複して計上した。

【表6】自白否認別及び国選私選別の公判前整理手続に付された終局人員(裁判員裁判対象事件)(第2回報告書【表54】参照)

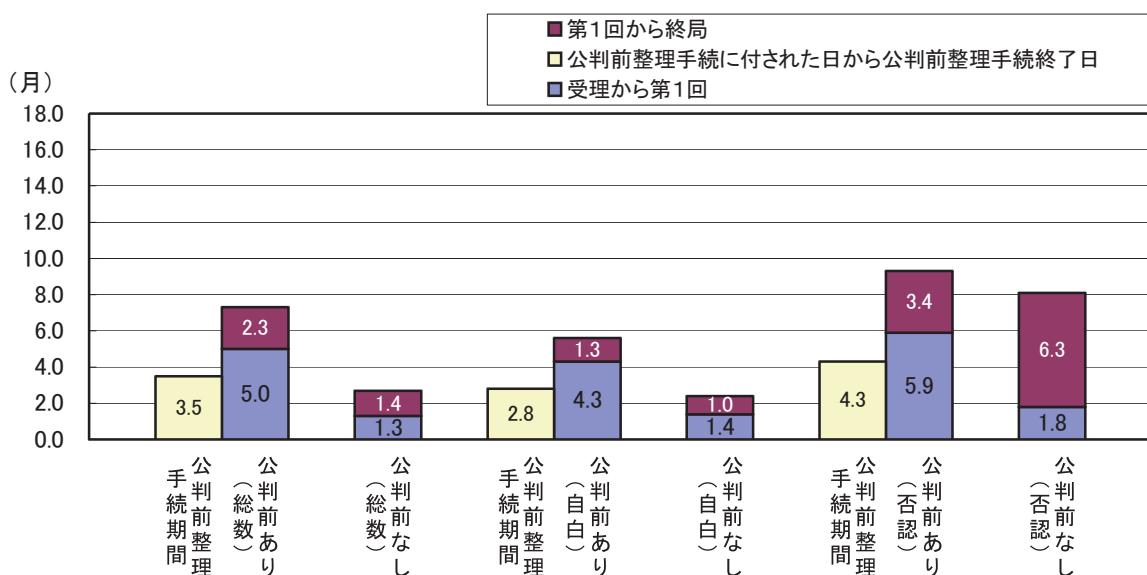
	公判前整理手続に付された人員	自白			否認		
		自白	国選	私選	否認	国選	私選
裁判員裁判対象事件	1,788	1,026	80.8%	24.4%	755	75.1%	31.0%
			829	250		567	234

※ 国選弁護人と私選弁護人の両方がついた人員は双方に重複して計上した。

## 2. 2. 3 公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件の比較

(1) 公判前整理手続の有無別に平均審理期間をみると、総数、自白事件、否認事件いずれにおいても、公判前整理手続に付された事件の方が、公判前整理手続に付されなかった事件よりも平均審理期間が長くなっている（【図7】）。もっとも、第2回報告書でも指摘したとおり、公判前整理手続に付されなかった事件の大半が、審理期間の短い単独事件の自白事件であるため、総数及び自白事件においては、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件とでは、内訳となる事件の性質がまったく異なっており、両者を比較するのは相当ではない（同報告書265頁参照）。また、否認事件においても、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件とでは、それぞれの内訳において大部分を占める事件の性質が大きく異なるため、単純に比較するのは相当ではない。すなわち、公判前整理手続に付された否認事件の大部分は、審理に時間を要する合議事件である（公判前整理手続に付された否認事件の終局人員991人中880人）のに対し、公判前整理手続に付されなかった否認事件の大部分は、通常はそれほど時間を要しない単独事件である（公判前整理手続に付されなかった否認事件の終局人員3904人中3249人）。

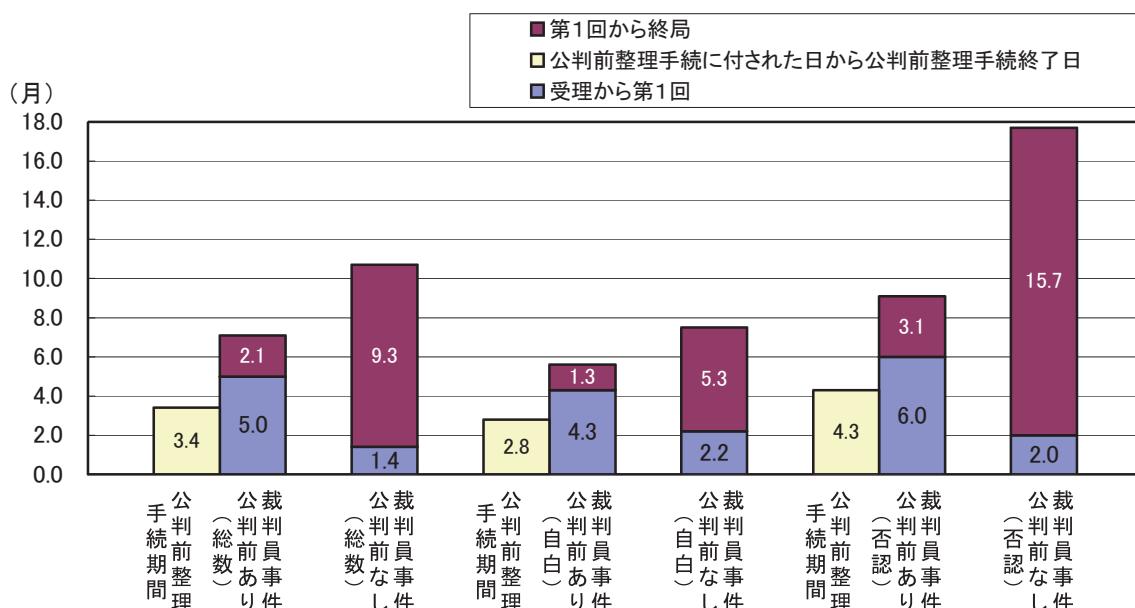
【図7】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均審理期間(第2回報告書【図56】参照)



※ 総数には、被告事件についての陳述に入らずに移送等で終局した事件を含む（「公判前あり」が2,104人中8人（0.4%）、「公判前なし」が65,540人中995人（1.5%））。総数からこれらの事件を除いた受理から終局までの平均審理期間は、「公判前あり」が7.3月（受理から第1回が5.0月、第1回から終局が2.3月）、「公判前なし」が2.8月（受理から第1回が1.4月、第1回から終局が1.4月）となる。

(2) そこで、否認事件のうち、重大事件である裁判員裁判対象事件に限定してみると<sup>\*2</sup>、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間は短い（【図8】）。もっとも、公判前整理手続に付されなかった事件の中には、公判前整理手続に関する規定が施行される前から係属していた事件も含まれる（裁判員裁判対象事件で公判前整理手続に付されなかった否認事件の終局人員149人中19人）ところ、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件とを比較する上で、一方にこのような制度施行前の事件が含まれるのは相当ではない（公判前整理手続に付された事件は最長でも3年2月にとどまる。）。そこで、裁判員裁判対象事件で1年以内に終局した否認事件（以下「1年以内終局否認事件」という。）<sup>\*3</sup>に限定してみたところ、1年という限定を付さないデータに比べ、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間と付されなかった事件のそれとの差は縮まっているが、付された事件の方が付されなかった事件よりも平均審理期間は短いことに変わりはないという結果が得られた（【図9】）。これが、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件との対比において、平成20年の審理期間の実態を比較的正確に示しているものとうかがわれる。

【図8】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均審理期間(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図58】参照)

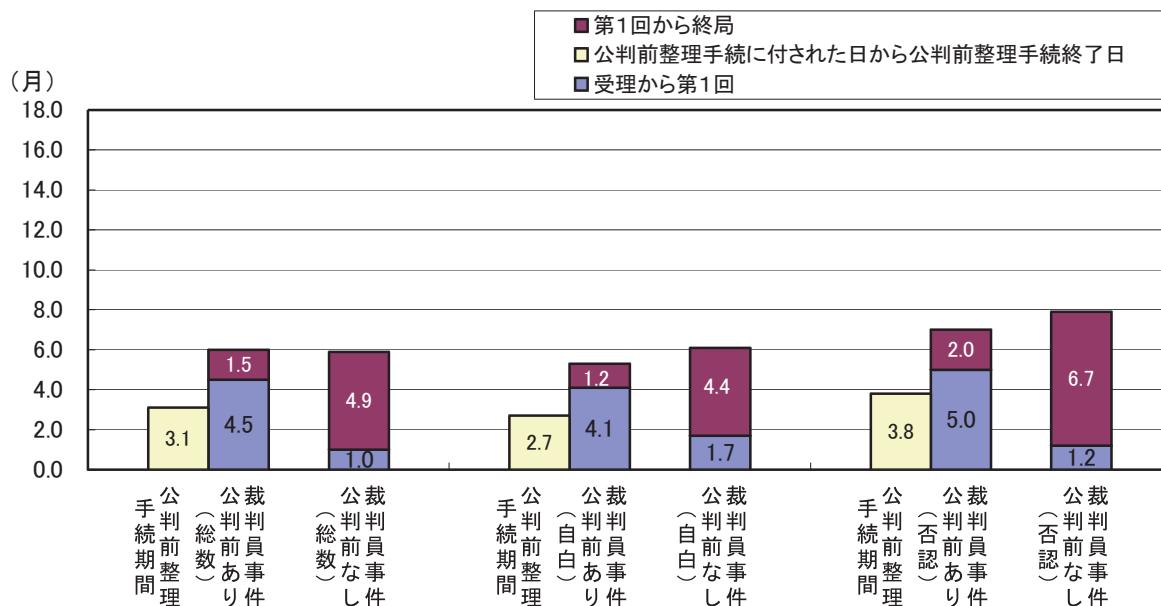


※ 総数には、被告事件についての陳述に入らずに移送等で終局した事件を含む（「公判前あり」が1,788人中7人（0.4%）、「公判前なし」が420人中32人（7.6%））。総数からこれらの事件を除いた受理から終局までの平均審理期間は、「公判前あり」が7.1月（受理から第1回が5.0月、第1回から終局が2.1月）、「公判前なし」が11.4月（受理から第1回が2.1月、第1回から終局が9.3月）となる。

\*2 第2回報告書では、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件とを比較するに当たり、裁判員裁判対象事件における比較のみならず、合議事件における比較も行った。これは、第2回報告書で分析の対象とした平成18年の統計データでは、公判前整理手続に付された事件の数が少なかったため、少しでも異なる角度から母集団をとって比較する方が有益な検証に資するであろうと考えたからである。これに対し、平成20年においては、公判前整理手続に付された事件が増え、裁判員裁判対象事件又は合議事件のいずれか一方のみを対象としても有意な分析ができるようになったところ、今後、裁判員制度が施行されると、裁判員制度施行前と施行後の統計データを比較分析する方が有益であると考えられることから、本報告書においては、裁判員裁判対象事件に限定して分析を行うこととした。

\*3 1年に限定したのは、後記2.2.4で1年に限定したものを分析検討していることに合わせた趣旨である。

【図9】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均審理期間(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)

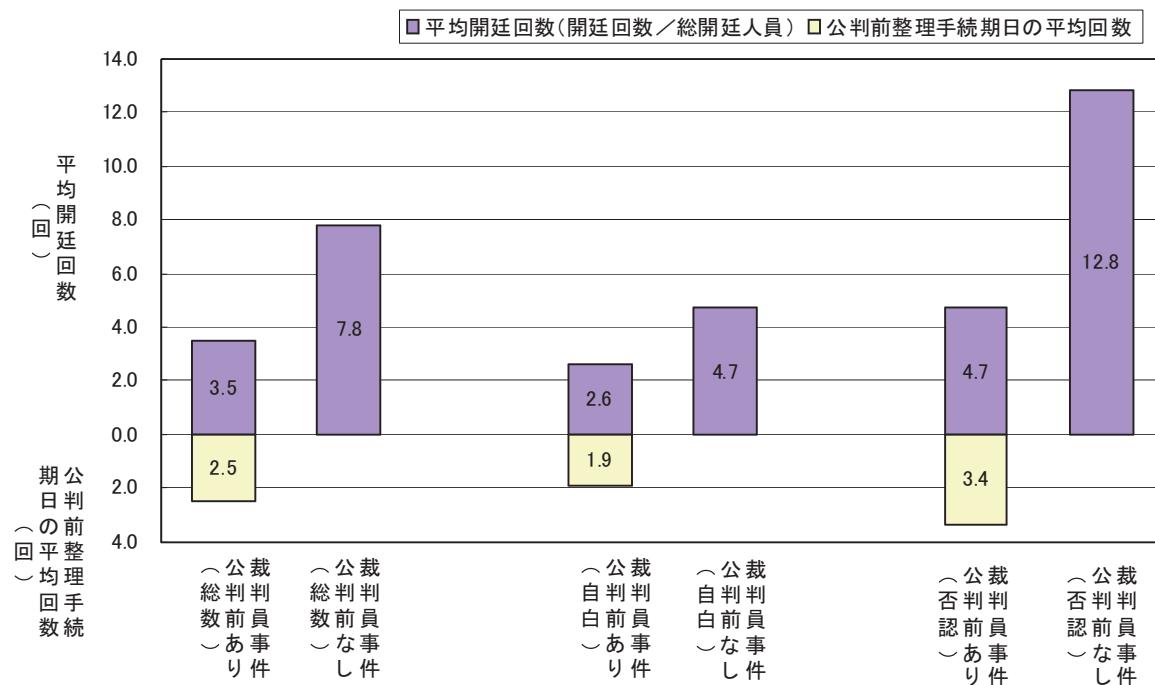


※ 総数には、被告事件についての陳述に入らずに移送等で終局した事件を含む（「公判前あり」が1,639人中7人（0.4%）、「公判前なし」が306人中31人（10.1%））。総数からこれらの事件を除いた受理から終局までの平均審理期間は、「公判前あり」が6.0月（受理から第1回が4.5月、第1回から終局が1.5月）、「公判前なし」が6.5月（受理から第1回が1.6月、第1回から終局が4.9月）となる。

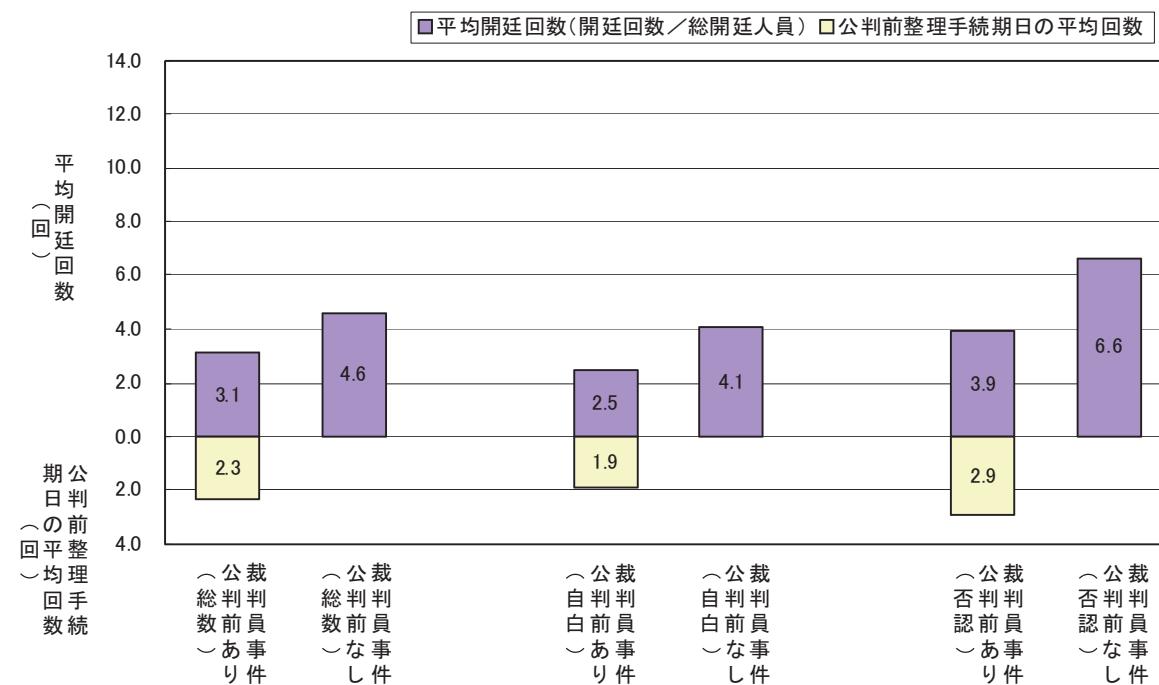
以下、同様に、裁判員裁判対象事件に限定して、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件を比較する。

まず、平均開廷回数についてみると、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均開廷回数は少ない（【図10】）。また、前記と同様の趣旨から、1年以内終局否認事件に限定しても、平均開廷回数は少なくなっているが、その差は縮まっている（【図11】）。

【図10】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均開廷回数(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図60】参照)



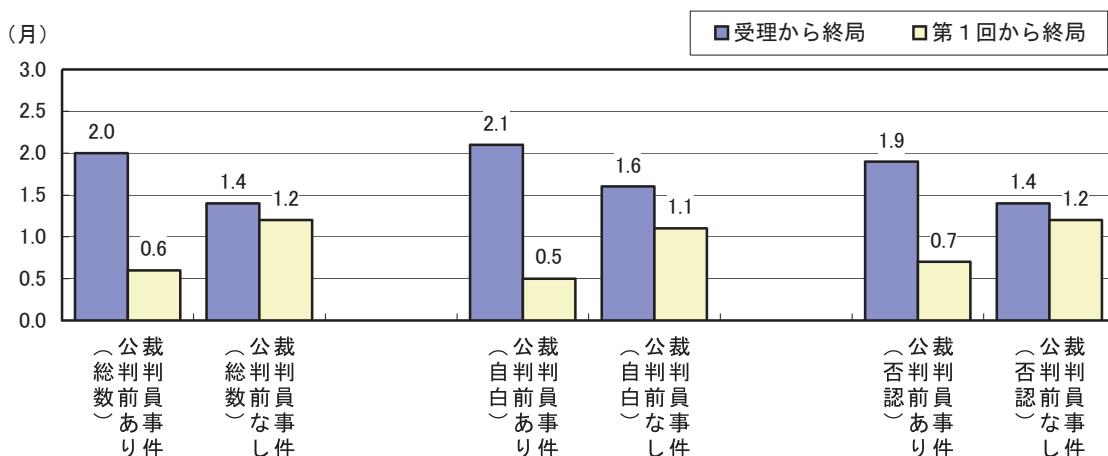
【図11】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均開廷回数(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



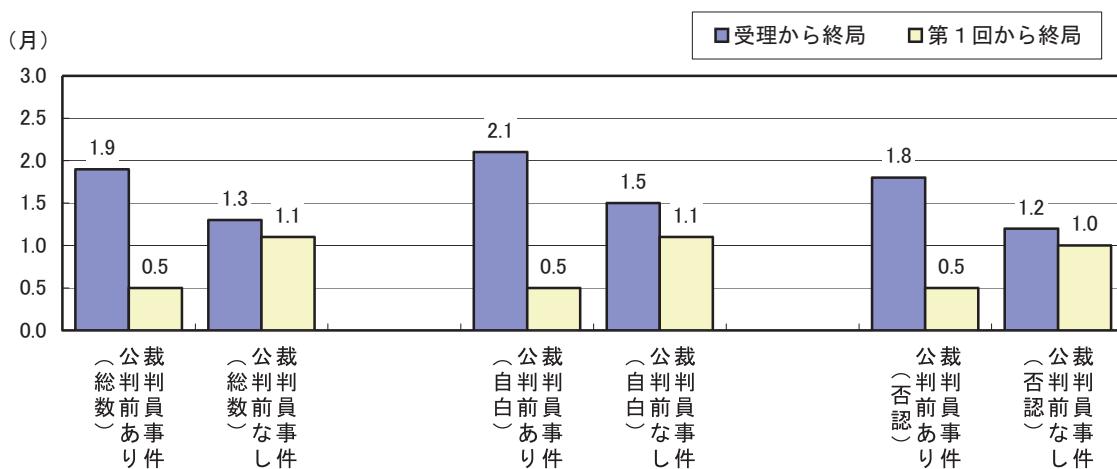
## VI 刑事訴訟事件に関する分析

平均開廷間隔についてみると、総審理期間における平均開廷間隔は、公判前整理手続に付された事件の方が付されなかった事件よりも長くなっているものの、実審理期間における平均開廷間隔は、公判前整理手続に付された事件では、付されなかった事件の半分程度に短縮されている（【図12】）。また、前記と同様の趣旨から、1年以内終局否認事件に限定してみると、実審理期間における平均開廷間隔は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件より、より短縮されている（【図13】）。

【図12】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均開廷間隔(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図62】参照)

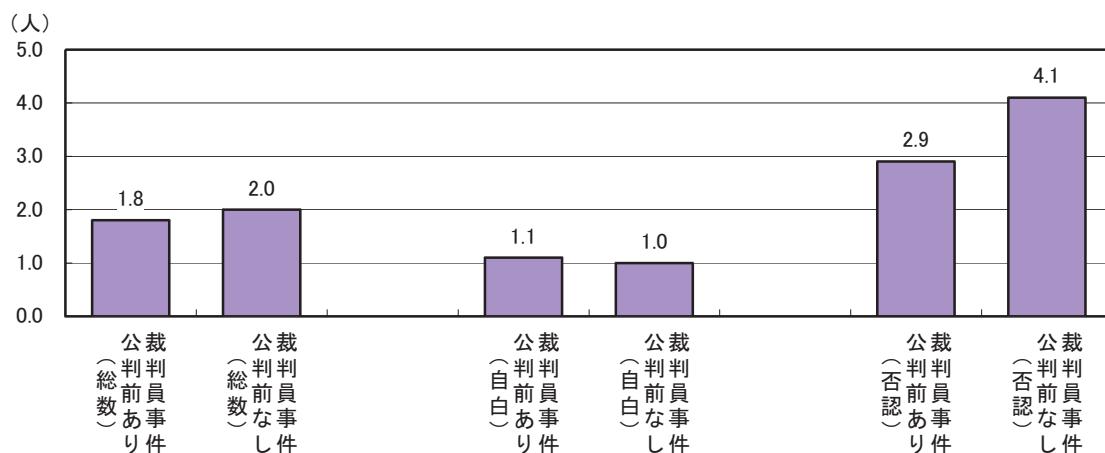


【図13】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均開廷間隔(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)

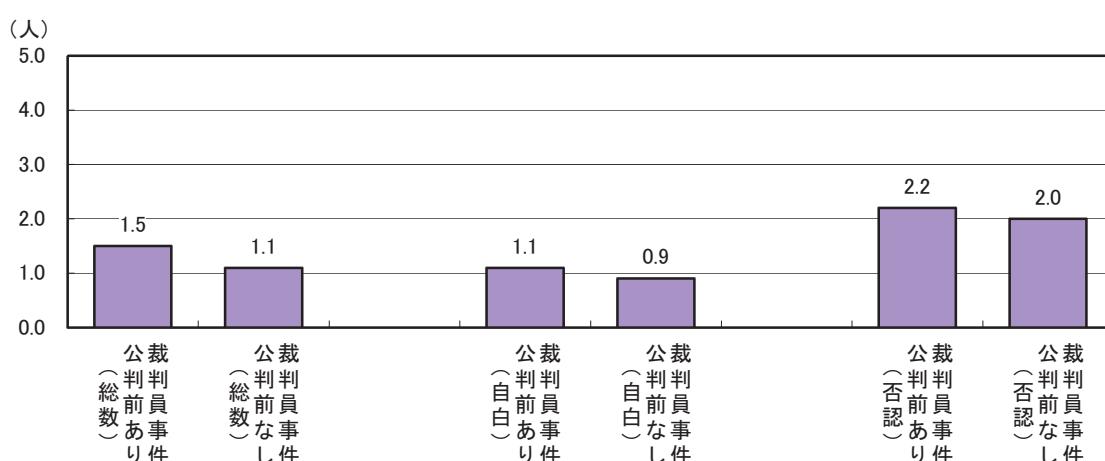


平均取調べ証人数については、否認事件に限定すると、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも少なくなっている（【図14】）。これに対し、1年以内終局否認事件に限定してみると、わずかではあるが、公判前整理手続に付された事件の平均取調べ証人数の方が、付されなかった事件よりも多くなっている（【図15】）。一般的には、公判前整理手続に付すことは、取調べ証人数を減少させる要因ということができるところではあるが、上記データ（【図14】及び【図15】）によつても、そのような一般的な傾向が必ずしも見て取れなかつことになる。いずれにしても、上記データをもつて、確定的な傾向について述べるには尚早であり、引き続きデータの動向をみていく必要があろう。

【図14】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均取調べ証人数(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図64】参照)



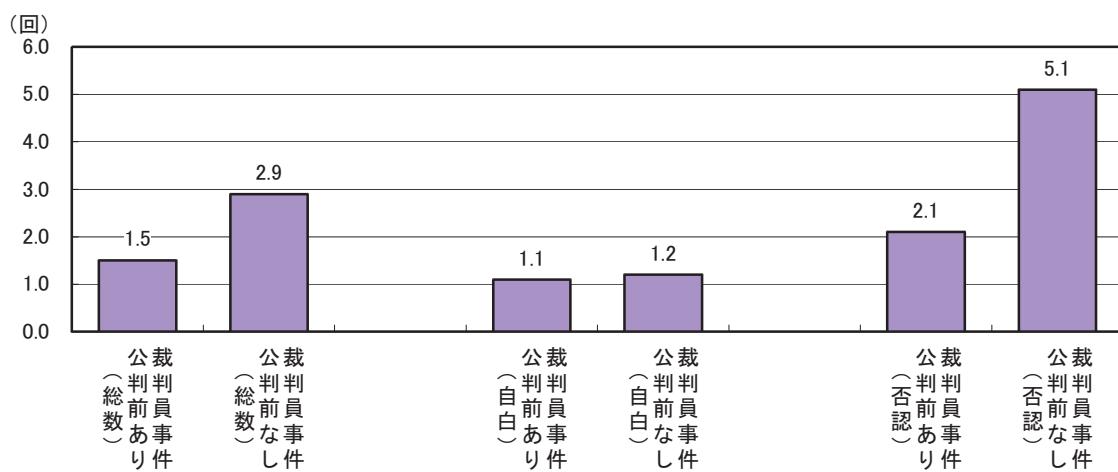
【図15】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均取調べ証人数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



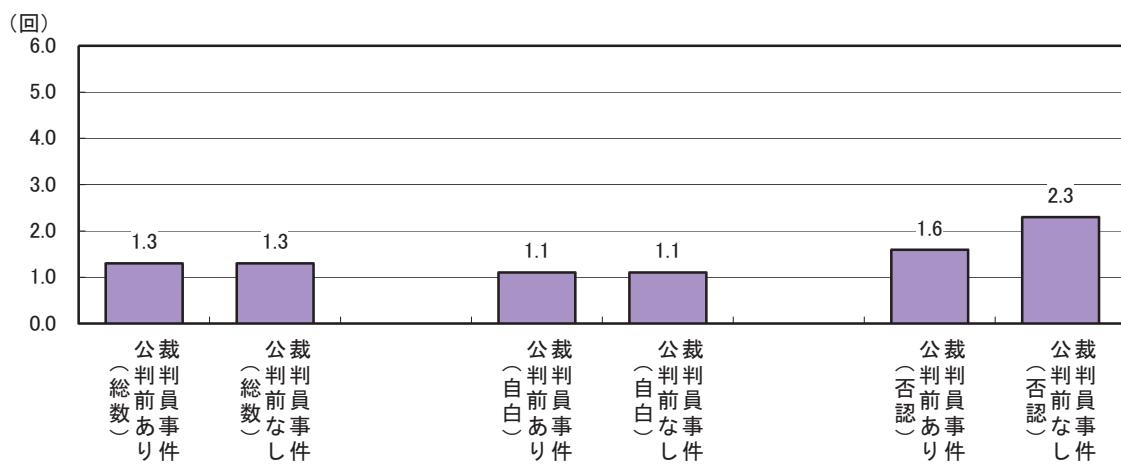
また、平均証人尋問公判回数と平均被告人質問公判回数については、いずれも、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも少なくなっている（【図16】及び【図18】）。前記と同様の趣旨から、1年以内終局否認事件に限定してみても、同様である（【図17】及び【図19】）。

## VI 刑事訴訟事件に関する分析

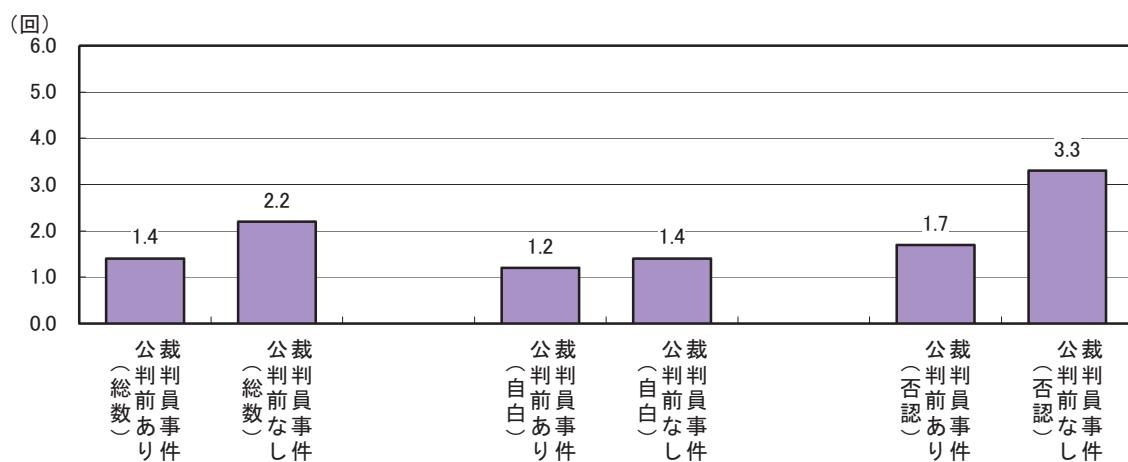
【図16】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均証人尋問公判回数(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図66】参照)



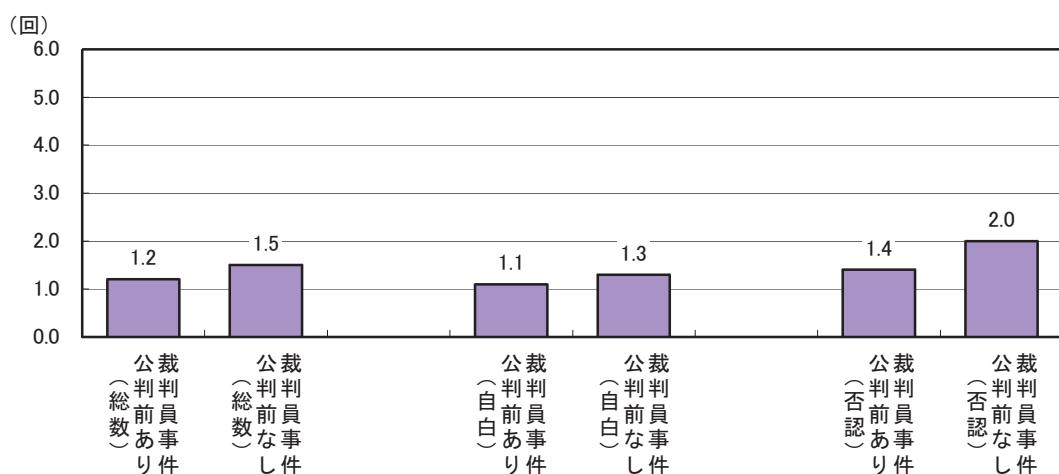
【図17】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均証人尋問公判回数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



【図18】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均被告人質問公判回数(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図70】参照)

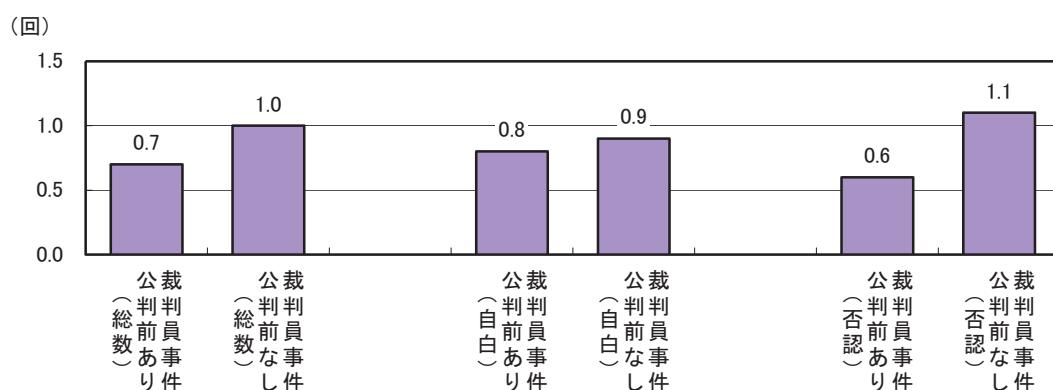


【図19】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均被告人質問公判回数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)

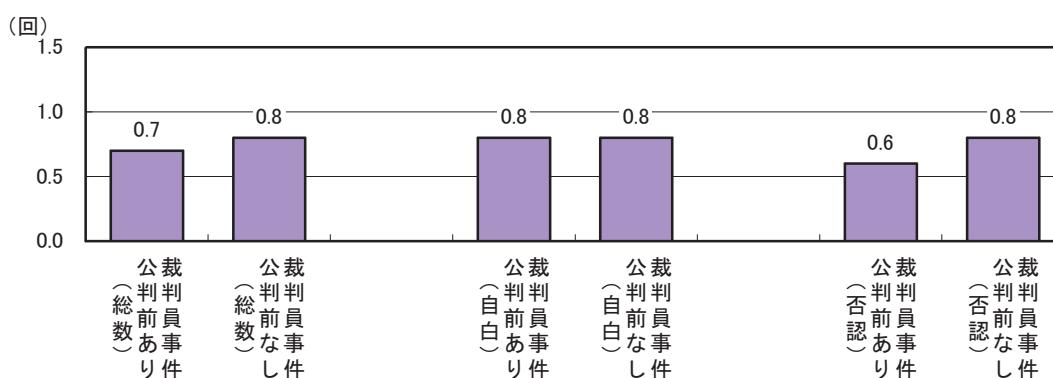


さらに、証人1人当たりの平均証人尋問公判回数も、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも少なくなっている（【図20】及び【図21】）。

【図20】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の証人1人当たりの平均証人尋問公判回数  
(裁判員裁判対象事件) (第2回報告書【図68】参照)



【図21】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の証人1人当たりの平均証人尋問公判回数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)

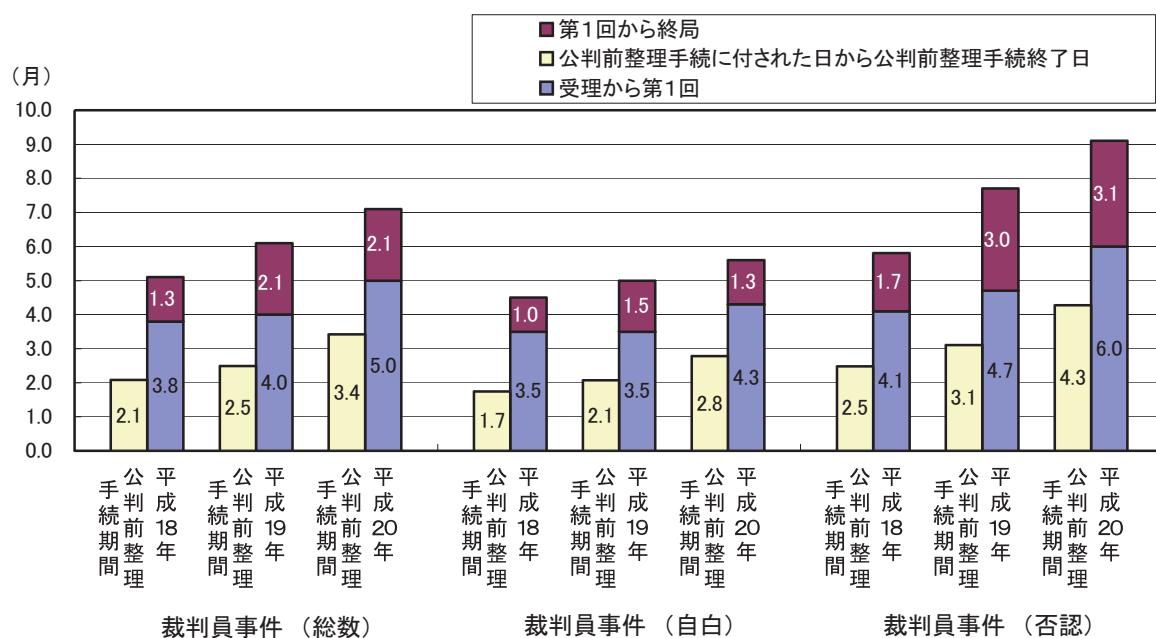


(3) 以上によれば、重大事件である裁判員裁判対象事件については、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間が短い。また、特に裁判員裁判対象事件全体の否認事件をみると、公判前整理手続に付された事件では、付されなかった事件と比べて、平均開廷回数が少なく、実審理期間の平均開廷間隔も短い上、平均取調べ証人数も少なく、証人尋問及び被告人質問のための公判期日の平均回数も少ないことから、公判前整理手続に付された事件では、連目的開廷に準じた集中的な審理が行われていることがうかがわれる。そして、このような傾向は、第2回報告書で指摘した取調べ証人数、証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）及び被告人質問に要する時間（開廷回数）といった長期化要因が、公判前整理手続によって解消される可能性を示唆している。もっとも、1年以内終局否認事件に限定してみると、限定しない場合に比べ、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件との差は縮まり、限定する場合の方が平成20年の公判前整理手続のありようを比較的正確に示しているものとうかがわれることから、この点の数値については今後も慎重に分析を続ける必要がある。

## 2. 2. 4 公判前整理手続に付された事件についての経年分析

(1) 公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件<sup>\*4</sup>について、平成18年、平成19年、平成20年を比較すると、総数、自白事件、否認事件いずれにおいても、年々、平均審理期間が長くなっているとともに、公判前整理手続の平均期間も年々長くなっている。また、実審理期間も、総数及び自白事件における平成19年と平成20年との対比を除き、いずれも年々長くなっている（【図22】）。

**【図22】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均審理期間(裁判員裁判対象事件)**  
(第2回報告書【図58】参照)

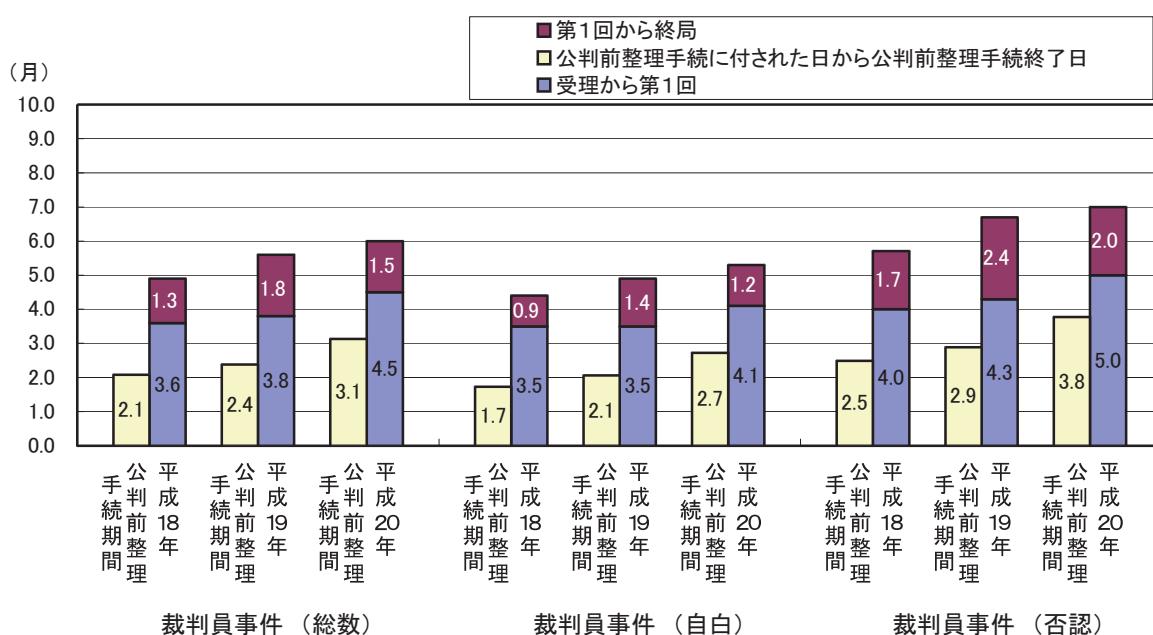


※ 総数には、被告事件についての陳述に入らずに移送等で終局した事件を含む。

\*4 本項において分析の対象を裁判員裁判対象事件に限定した趣旨は、前記2.2.3(2)本文及び脚注2に記載したところと同じである。

(2) もっとも、公判前整理手続に関する規定が平成17年11月から施行されたこととの関係上、平成18年の公判前整理手続に付された事件に関する統計データは、審理期間が最大でも1年2月のものに限られているため、審理期間が1年2月を超えるような複雑困難な事件は含まれていない<sup>5</sup>のに対し、平成19年、平成20年は、審理期間が1年を超える事件も相当数含まれており<sup>6</sup>、相対的に複雑困難な事件も含まれるようになっていると考えられる。したがって、平成18年と比べて、平成19年、平成20年の平均審理期間等が長くなっているのは、このような複雑困難な事件の多寡によるものとも考えられるので、事件の複雑さないし困難さが同じ程度のもの、すなわち自白事件及び1年以内終局否認事件に限定した比較も行った。その結果、平成19年から平成20年にかけての実審理期間はやや短縮されているが、平均審理期間や公判前整理手続の平均期間が年々長くなる傾向に変わりはなかった（【図23】）。

【図23】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均審理期間(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



※ 総数には、被告事件についての陳述に入らずに移送等で終局した事件を含む。

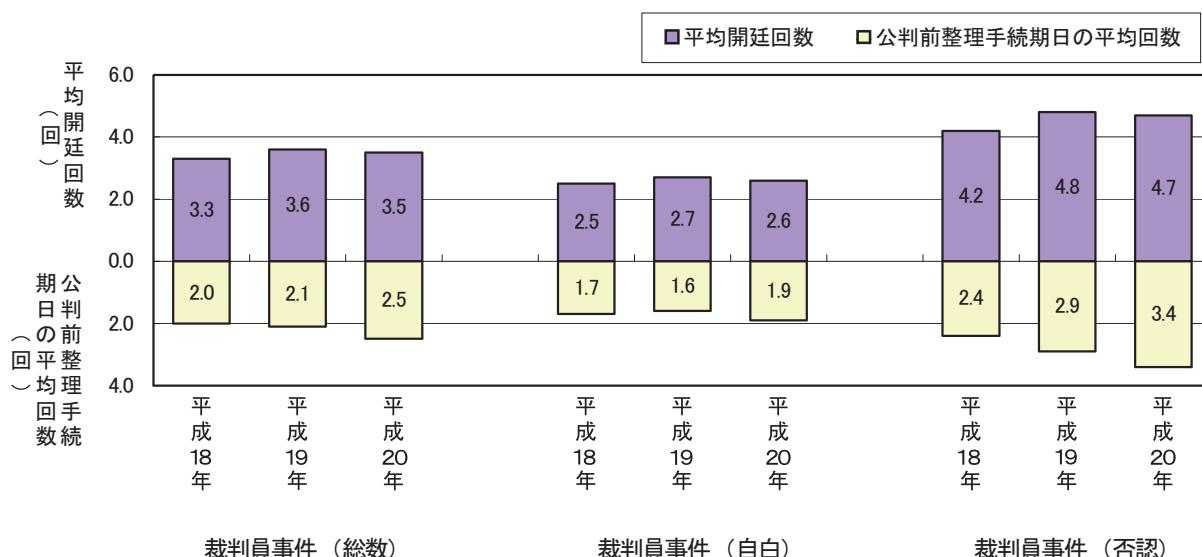
\*5 平成18年においては、真に争点及び証拠の整理が必要と考えられる事件を選んで公判前整理手続に付する運用であったと考えられるが（第2回報告書286頁、後記2.3.2参照），そうはいっても、平成18年に終局した事件は終局までに要した期間が比較的短く、その意味では事件としてそれほど複雑困難ではないものに限られるというべきであろう。

\*6 各年の公判前整理手続に付された事件の終局人員数とそのうち審理期間が1年を超えた事件の人員数をみると、総数で、平成18年は270人中、1年超が3人（1.1%）、平成19年は1036人中、1年超が38人（3.7%）、平成20年は1788人中、1年超が149人（8.3%）となっている。否認事件では、平成18年が121人中、1年超が1人（0.8%）、平成19年が426人中、1年超が35人（8.2%）、平成20年が755人中、1年超が128人（17.0%）となっており、1年を超える事件の割合が急増している。

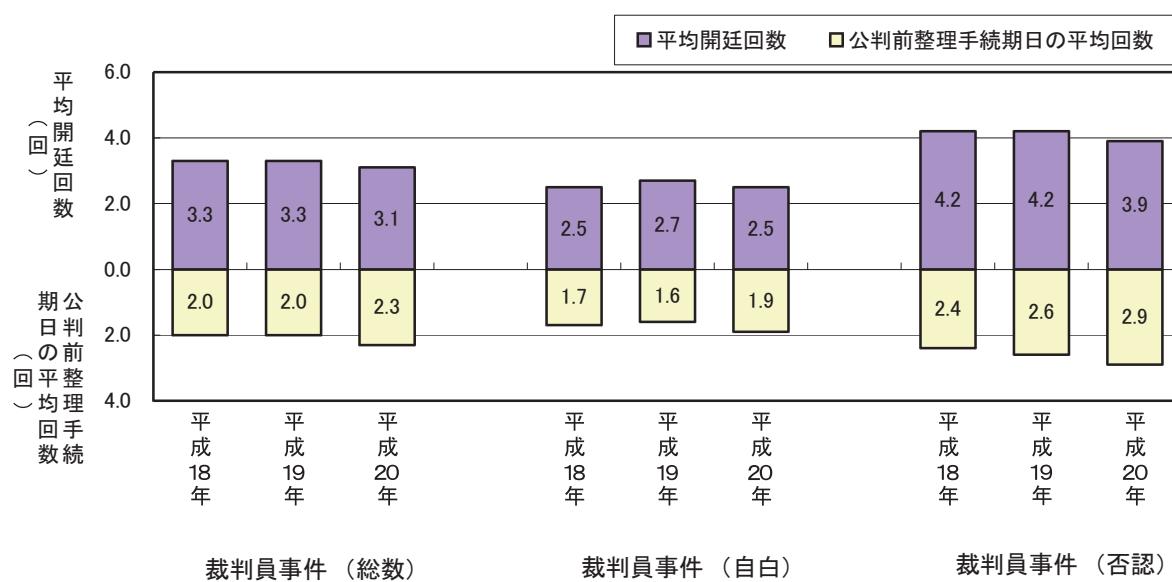
## VI 刑事訴訟事件に関する分析

(3) 次に、平均開廷回数について、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件全体でみると、平成18年から平成19年に増加しているが、平成20年は、平成19年よりやや減少している（【図24】）。他方、1年以内終局否認事件では、平成20年に平均開廷回数が少なくなっている（【図25】）。これに対し、公判前整理手続期日の平均回数は、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件全体でみると、自白事件が平成18年から平成19年に一時減った以外には、年々増加しており（【図24】），1年以内終局否認事件においても同様の傾向が認められる（【図25】）。

【図24】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均開廷回数(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図60】参照)

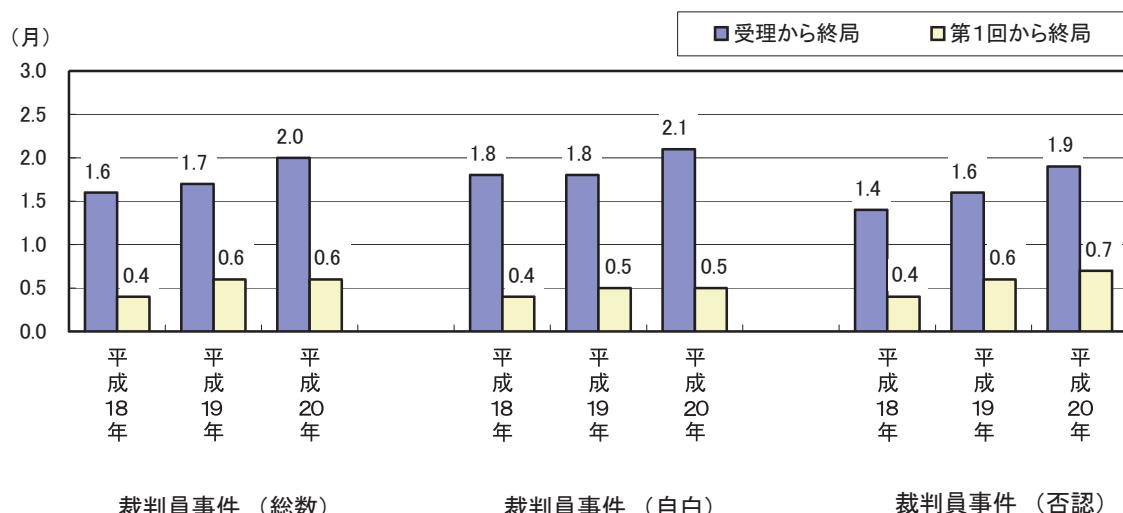


【図25】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均開廷回数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)

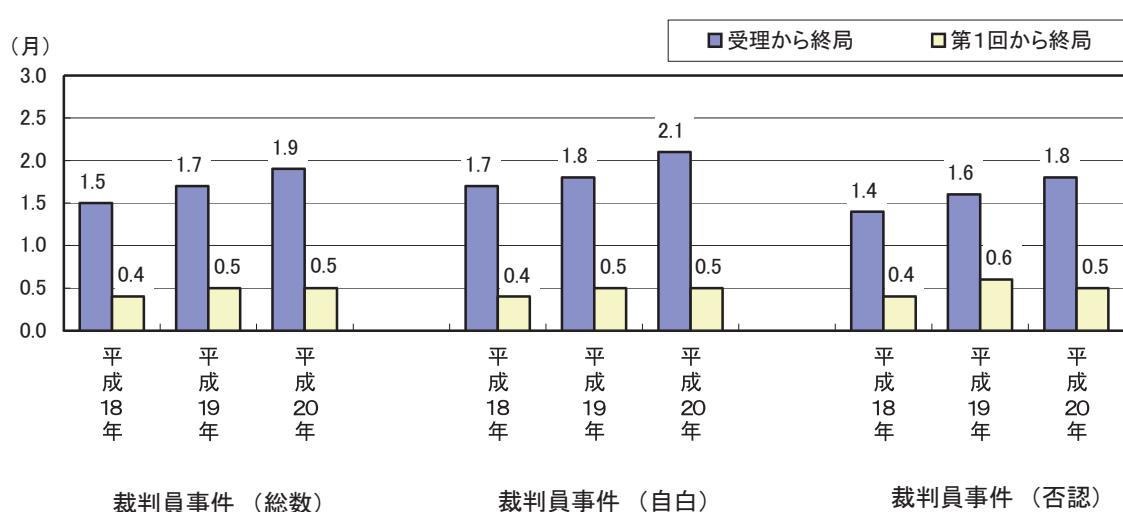


平均開廷間隔について、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件全体でみると、実審理期間における平均開廷間隔は、それほど変わりはないが、総審理期間における平均開廷間隔は年々増加している（【図26】）。このことは1年以内終局事件についても同様であり（【図27】），前記のとおり、公判前整理手続期間が経年的に長くなっていることが影響しているものと思われる（当然のことながら公判前整理手続期間には公判期日は行われないため、同手続期間が長くなればおのずと開廷間隔が長くなる。）。

【図26】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均開廷間隔（裁判員裁判対象事件）  
(第2回報告書【図62】参照)



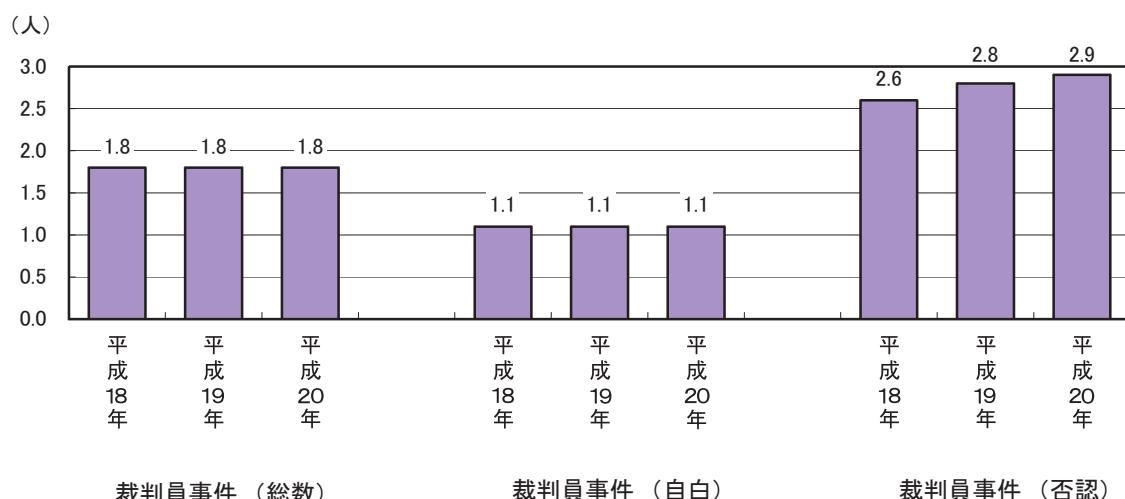
【図27】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均開廷間隔  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



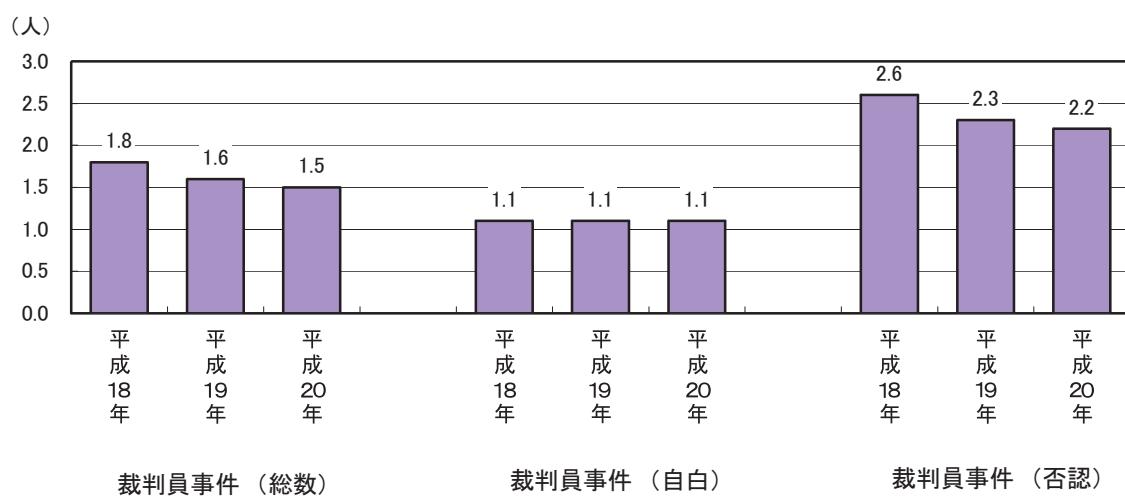
## VI 刑事訴訟事件に関する分析

平均取調べ証人数について、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件全体でみると、平成18年から平成20年まで大きな変化は認められないが（【図28】），1年以内終局否認事件では、年々減少している（【図29】）。

【図28】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均取調べ証人数  
(裁判員裁判対象事件) (第2回報告書【図64】参照)



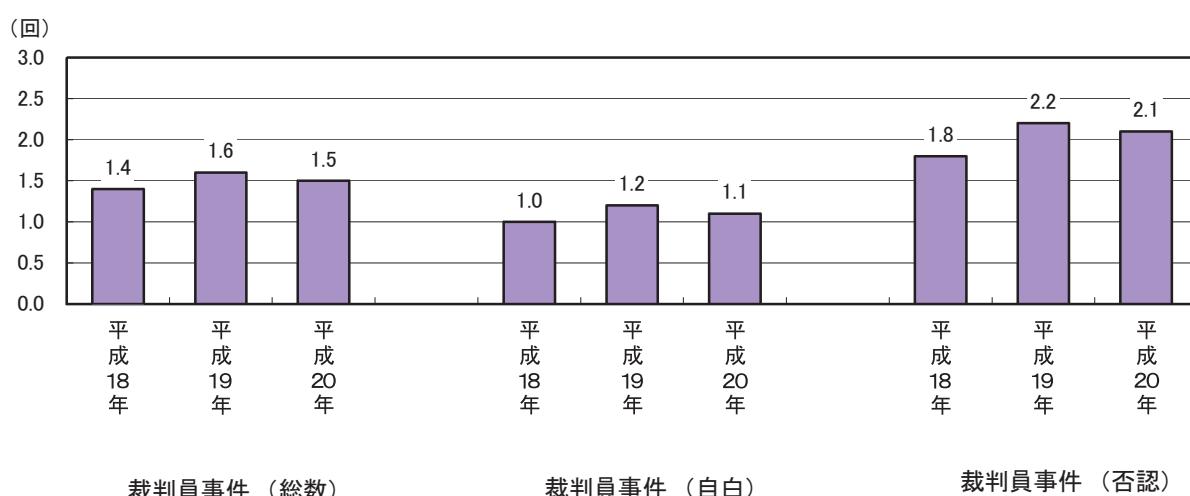
【図29】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均取調べ証人数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



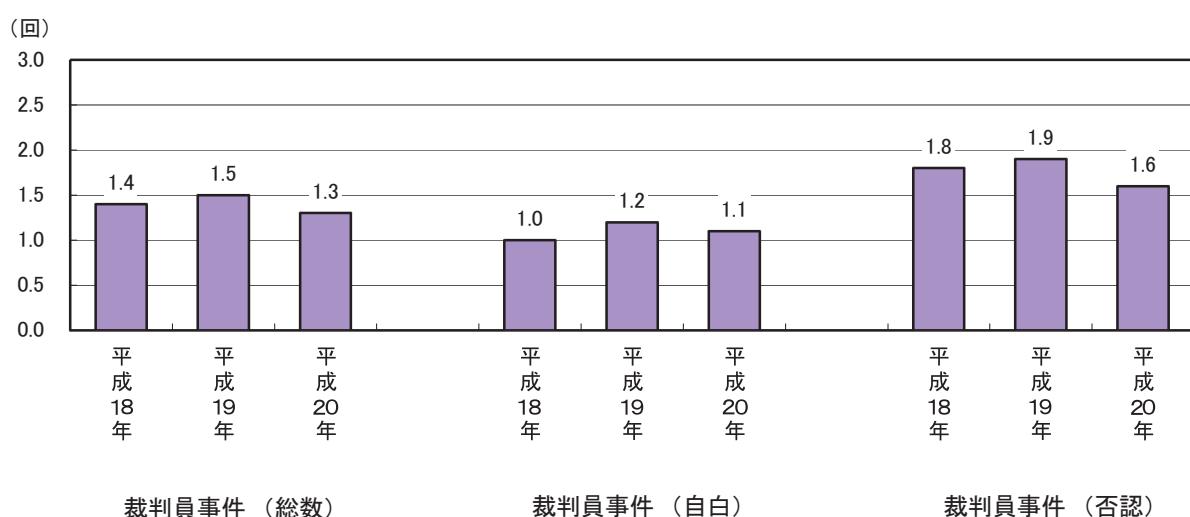
平均証人尋問公判回数について、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件全体でみると、総数、自白事件、否認事件いずれについても平成19年に一度増加し、平成20年に減少している（【図30】）。このことは1年以内終局否認事件でも同様である（【図31】）。

平均被告人質問公判回数について、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件全体でみると、平成18年、平成19年、平成20年と変化はない（【図32】）。もっとも、1年以内終局否認事件でみると、平均被告人質問公判回数は、年々減少している（【図33】）。

**【図30】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均証人尋問公判回数  
(裁判員裁判対象事件)(第2回報告書【図66】参照)**

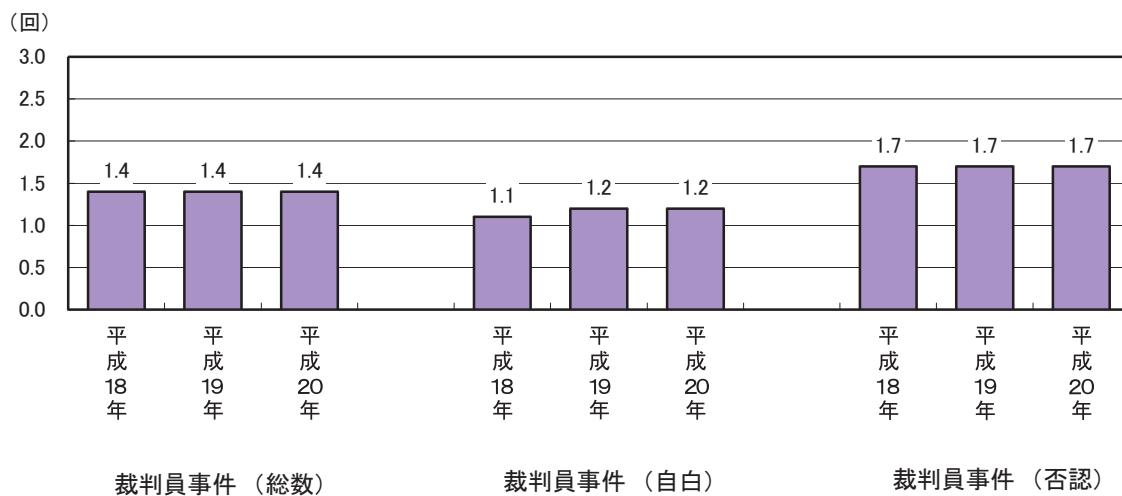


**【図31】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均証人尋問公判回数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)**

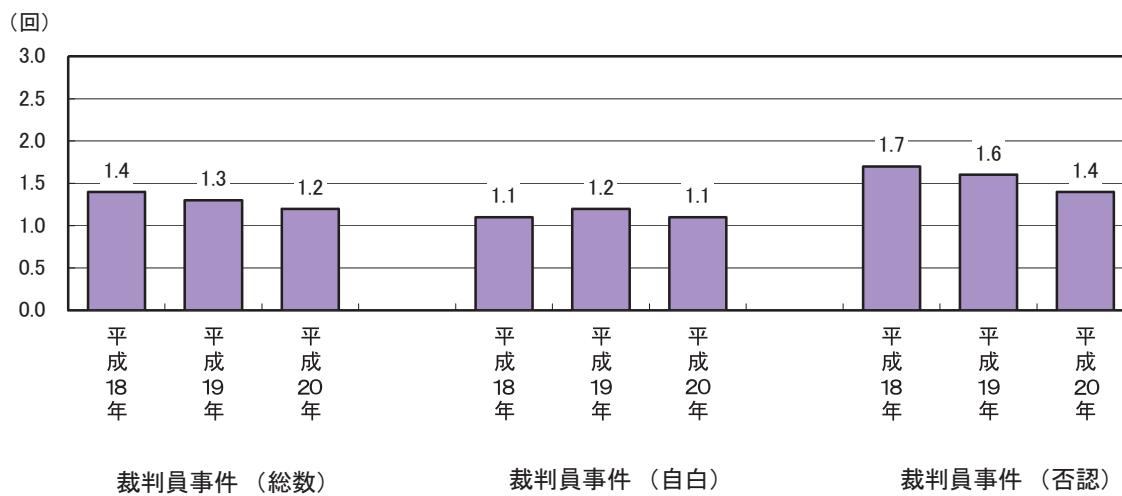


## VI 刑事訴訟事件に関する分析

【図32】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均被告人質問公判回数(裁判員裁判対象事件)  
(第2回報告書【図70】参照)



【図33】公判前整理手続に付された人員の自白否認別の平均被告人質問公判回数  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



(4) 以上によれば、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件の平均審理期間及び公判前整理手続の平均期間は年々長くなっており、自白事件や1年以内終局否認事件に限ってみても同じ傾向であった。この点、平成18年と平成20年とでは、公判前整理手続に付するかどうかに関する運用は大きく異なっており（平成19年4月から、全国的に、検察官が裁判員裁判対象事件全件について公判前整理手続に付するよう求める申出をするようになったこともあり、公判前整理手続に付される事件は急増している。），証拠開示や公判前整理手続の期日指定の在り方等、公判前整理手続の進行等に関する運用も、平成18年と平成20年とで大きく異なっていることからすると、平成18年から平成20年にかけての公判前整理手続に関する統計データ上の傾向をもって、安定した実務運用に基づく確定的な傾向であるとするのは相当でないようと思われる。

また、1年以内終局否認事件に限定してみた場合には、実審理期間が平成20年に短くなっている（前掲【図23】参照）、平均開廷回数も平成20年には減少し（前掲【図25】参照）、平均取調べ証人数も年々少なくなっている（前掲【図29】参照）、この傾向が当面平成20年までの傾向を比較的正確に示しているものとうかがわれる。もっとも、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件全体でみた場合、否認事件では、実審理期間も年々長くなり（前掲【図22】参照）、平均取調べ証人数もやや増えている（前掲【図28】参照）ことを踏まえると、1年以内終局否認事件における前記の傾向が今後の経年的な傾向を示すものと断定することはできないであろう（1年以内終局否認事件以外の否認事件、すなわち終局までに1年を超える事件について検討することができれば、今後の傾向をある程度うかがい知ることもできようが、このような事件に関する統計データは、ようやく有意なものが集まり始めたところであり、現段階でこれを分析検討することは困難である。）。

いずれにしても今後の動向に注視していく必要がある。

## 2. 3 開廷時間に着目した分析

### 2. 3. 1 はじめに

第2回報告書でも述べたとおり（同報告書280頁），平成21年5月から実施されている裁判員裁判では、公判前整理手続で整理された争点を中心に、適切に整理された証拠を取り調べることによって、裁判員及び裁判官が公判廷で見聞きしたことのみで判断できるような審理が行われることになるところ、このような審理のためには、裁判員にも分かりやすい主張及び立証が行われなければならない一方で、裁判員の負担が過重なものとならないよう、公判期日は原則として連日開廷するようになることが予定されている。このような審理方式の下では、開廷回数は大幅に減少し、開廷間隔も大幅に短くなる反面、公判期日1回当たりの開廷時間は大幅に長くなるものと予想されることから、刑事訴訟事件の審理期間の状況を継続的に検討する上では、開廷回数や開廷間隔をみるだけでなく、開廷時間<sup>7</sup>にも着目して分析を行う必要がある。そこで、本項では、公判前整理手続と開廷時間との関係について検討するが、以上のような趣旨に照らして、検討の対象はここでも裁判員裁判対象事件に限定することとした（【表34】）。

\*7 開廷時間とは、公判が開かれた合計時間及び期日外等の証人尋問の合計時間をいい、合議事件及び単独否認事件について収集したものである。公判前整理手続制度が施行された平成17年11月以降に第1回公判期日が開かれた事件を対象としているので、同制度施行前の事件は含まれない（第2回報告書280頁）。

【表34】公判前整理手続の有無別の開廷時間報告対象人員(裁判員裁判対象事件)

		裁判員裁判対象事件総数	公判前整理手續に付された事件総数			公判前整理手續に付されなかつた事件総数		
平成 年	終局人員 開廷時間報告対象人員			自白	否認		自白	否認
平成 18 年	終局人員	2,878	270	148	121	2,608	1,685	829
	開廷時間報告対象人員	(69.4) 1,997	(99.3) 268	(100.0) 148	(99.2) 120	(66.3) 1,729	(81.2) 1,368	(43.5) 361
平成 19 年	終局人員	2,436	1,036	609	426	1,400	875	475
	開廷時間報告対象人員	(94.4) 2,299	(99.9) 1,035	(100.0) 609	(100.0) 426	(90.3) 1,264	(98.4) 861	(84.8) 403
平成 20 年	終局人員	2,208	1,788	1,026	755	420	239	149
	開廷時間報告対象人員	(97.4) 2,151	(99.6) 1,781	(100.0) 1,026	(100.0) 755	(88.1) 370	(99.6) 238	(88.6) 132

※ ( )内は終局人員に対する割合(%)である。

## 2. 3. 2 開廷時間の概況について

まず、終局人員1人当たりの平均開廷時間について、公判前整理手続に付された事件と付されなかつた事件を比較すると、平成19年までは、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかつた事件よりも平均開廷時間が長くなっていたが、平成20年の否認事件では逆転し、公判前整理手續に付された事件の方が、付されなかつた事件よりも平均開廷時間が短くなっている（【図35】）\*8。

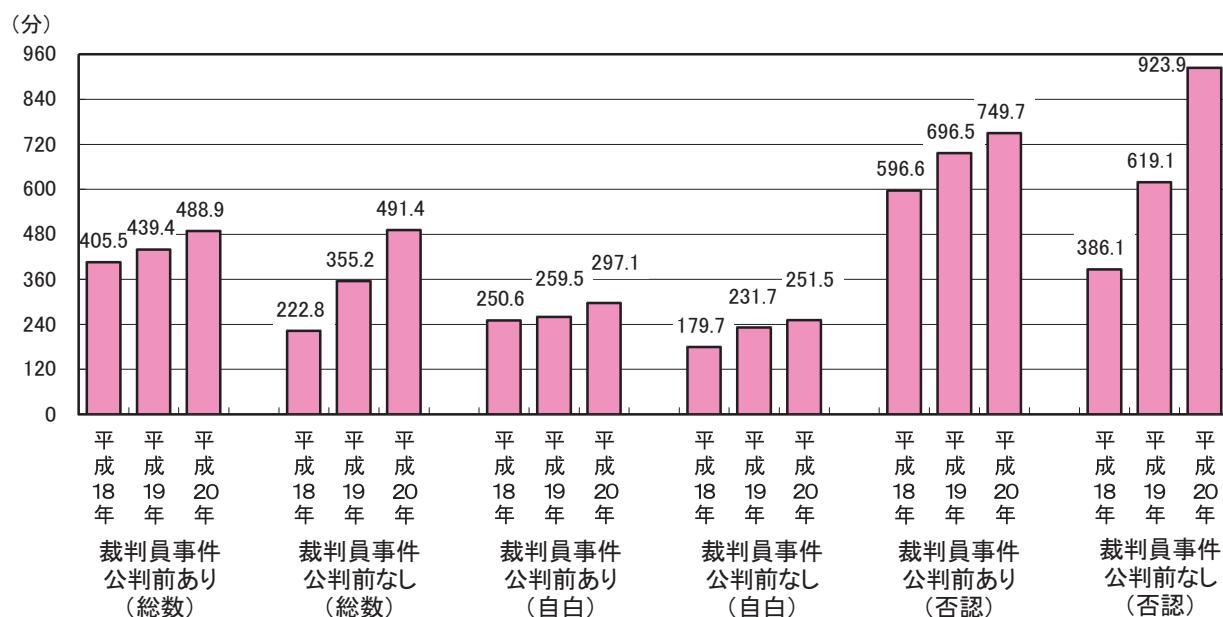
第2回報告書でも指摘したとおり（同報告書286頁），平成18年は、公判前整理手續導入後間がない段階であり、同手續に付される事件は、真に争点及び証拠の整理が必要と考えられる事件に限定されていたと考えられるのに対し、平成20年は、公判前整理手續に付される事件の割合が急増し、否認事件においても、真に争点及び証拠の整理が必要と考えられる事件に限らず、否認事件であっても争点は比較的単純なものや証拠がそれほど多くはないものから、真に整理が必要な複雑かつ困難な事件まで広く含まれているものと考えられる。このような中で、公判前整理手續に付された否認事件の平均開廷時間が、付されなかつた事件のそれよりも短くなっていることは、公判前整理手續による争点や証拠の適切な整理の効果が現れはじめているとみてよいと考えられる。

また、公判前整理手續に付された事件について、平成18年、平成19年、平成20年を比較すると、総数、自

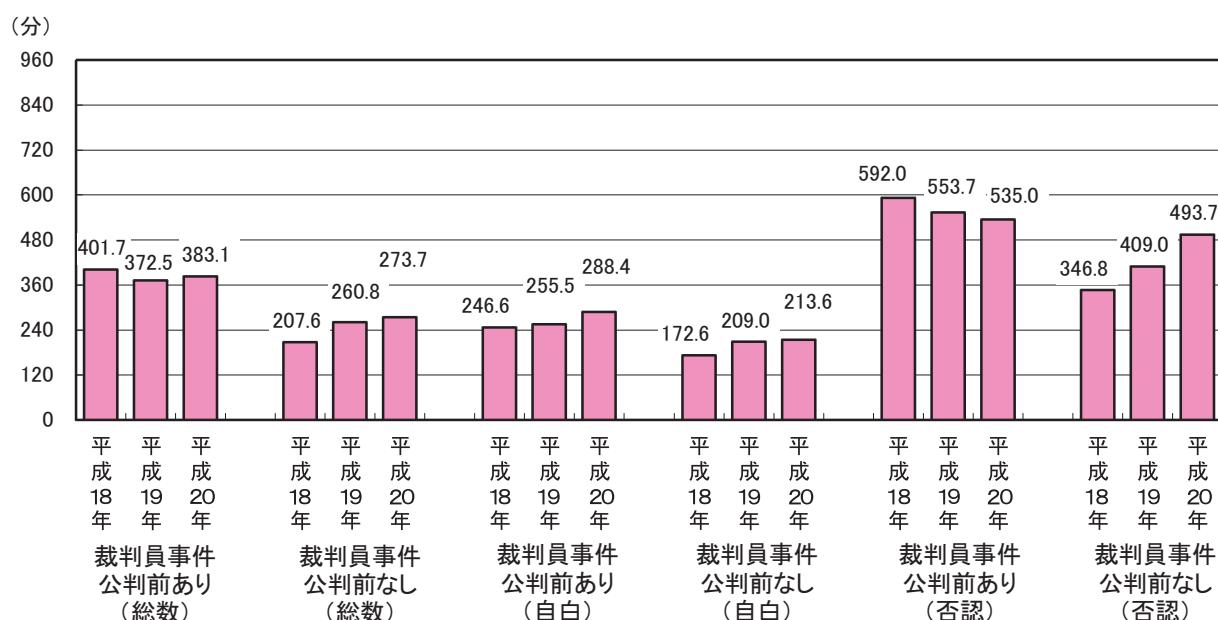
\*8 平成20年における公判前整理手續に付された事件と付されなかつた事件に関し、その開廷時間を比較する場合においては、開廷時間に関する統計データが、平成17年11月以降に第1回公判期日が開かれた事件に限定されている（第2回報告書280頁）ため、公判前整理手續に付されなかつた事件の中に、制度施行前から係属している事件が含まれる可能性がほとんどないことから、1年以内終局否認事件に限定した比較は行っていない。

白事件、否認事件のいずれにおいても、平均開廷時間は年々長くなっている（【図35】）。もっとも、前記2.2.4(2)で述べたとおり、平成18年の統計データは審理期間が1年2月を超えるような複雑困難な事件が含まれていないことから、1年以内終局否認事件に限定してみると、開廷時間は年々短縮されている（【図36】）。

【図35】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の終局人員1人当たりの平均開廷時間  
(裁判員裁判対象事件)(第2回報告書【図82】参照)



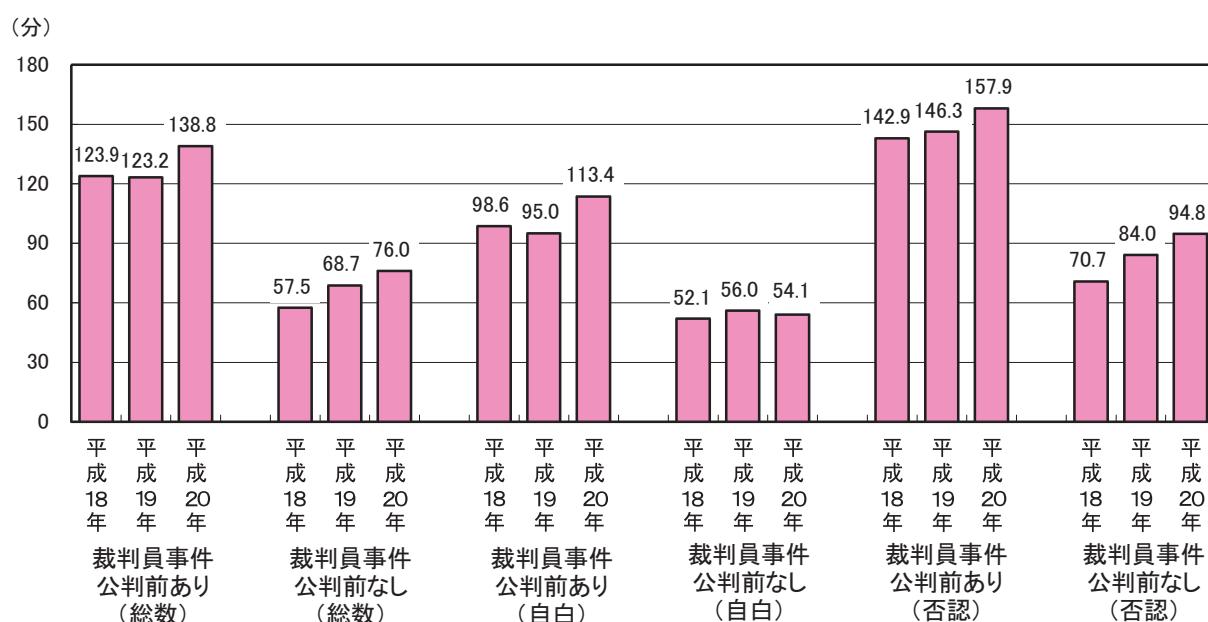
【図36】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の終局人員1人当たりの平均開廷時間  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



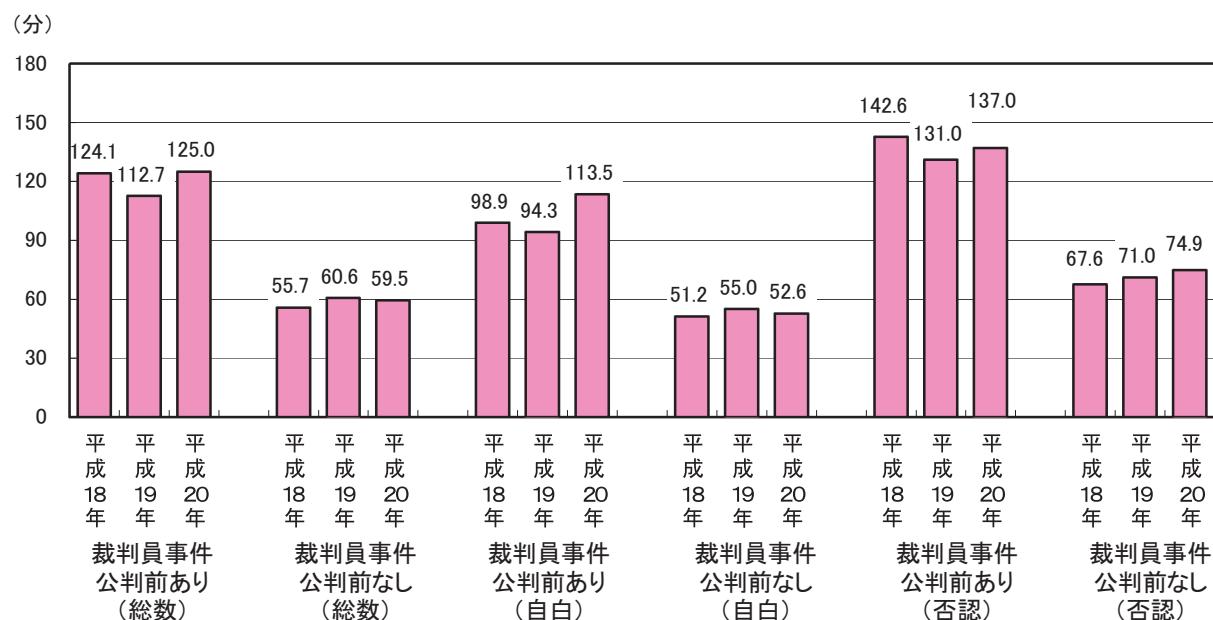
## VI 刑事訴訟事件に関する分析

次に、公判期日等1回当たりの平均開廷時間をみると、第2回報告書で述べたところと同様（同報告書286頁），公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも公判期日等1回当たりの平均開廷時間が格段に長くなっている（【図37】及び【図38】）。前記2.2.3(3)で述べたとおり、今後も慎重な検討が必要ではあるものの、裁判員裁判対象事件の否認事件では、公判前整理手続に付された事件の方が平均開廷回数は少なく、実審理期間における平均開廷間隔も短い上、証人尋問及び被告人質問に要する公判期日の平均回数も少ない傾向がうかがわれることと併せ考えると、公判前整理手続に付された事件では、連目的開廷に準じた集中的な審理が行われていることが確認できる。

【図37】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の公判期日等1回当たりの平均開廷時間  
(裁判員裁判対象事件)(第2回報告書【図84】参照)



【図38】公判前整理手続の有無別及び自白否認別の公判期日等1回当たりの平均開廷時間  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件)



## 2. 3. 3 新規個別報告に基づく分析

### (1) 新たな報告に基づく分析について

前記2.3.1で述べたとおり、裁判員裁判においては、開廷回数が大幅に減少し、開廷間隔も大幅に短くなる反面、公判期日1回当たりの開廷時間は大幅に長くなると予想されることから、刑事訴訟事件の審理期間の状況を見る上では、開廷時間が一つの指標となる。しかし、前記2.3.2の分析で依拠した従来の事件票に基づく統計データによっては、開廷時間に係るデータについての傾向や推移を単純にみることはできても、その傾向等に影響を与える当事者の訴訟活動の問題点、ひいては公判前整理手続で争点や証拠の整理が効果的に行われたかどうかなどといった点まで掘り下げた形で分析することはできない。そこで、平成20年6月から、各地方裁判所に対して、主な裁判員裁判対象事件<sup>9</sup>を対象に、①相被告人数、②公訴事実の数、③自白・否認の別、④取り調べた証拠の数（検察官請求・弁護人請求別。証人を含む。）、⑤取り調べた証人数（検察官請求・弁護人請求別）、⑥証人尋問時間（検察官・弁護人別）、⑦被告人質問時間（検察官・弁護人別）、⑧総審理時間（開廷時間）及び⑨公判開廷回数についての報告を求めることとした（以下、この報告を「個別報告」という。）。

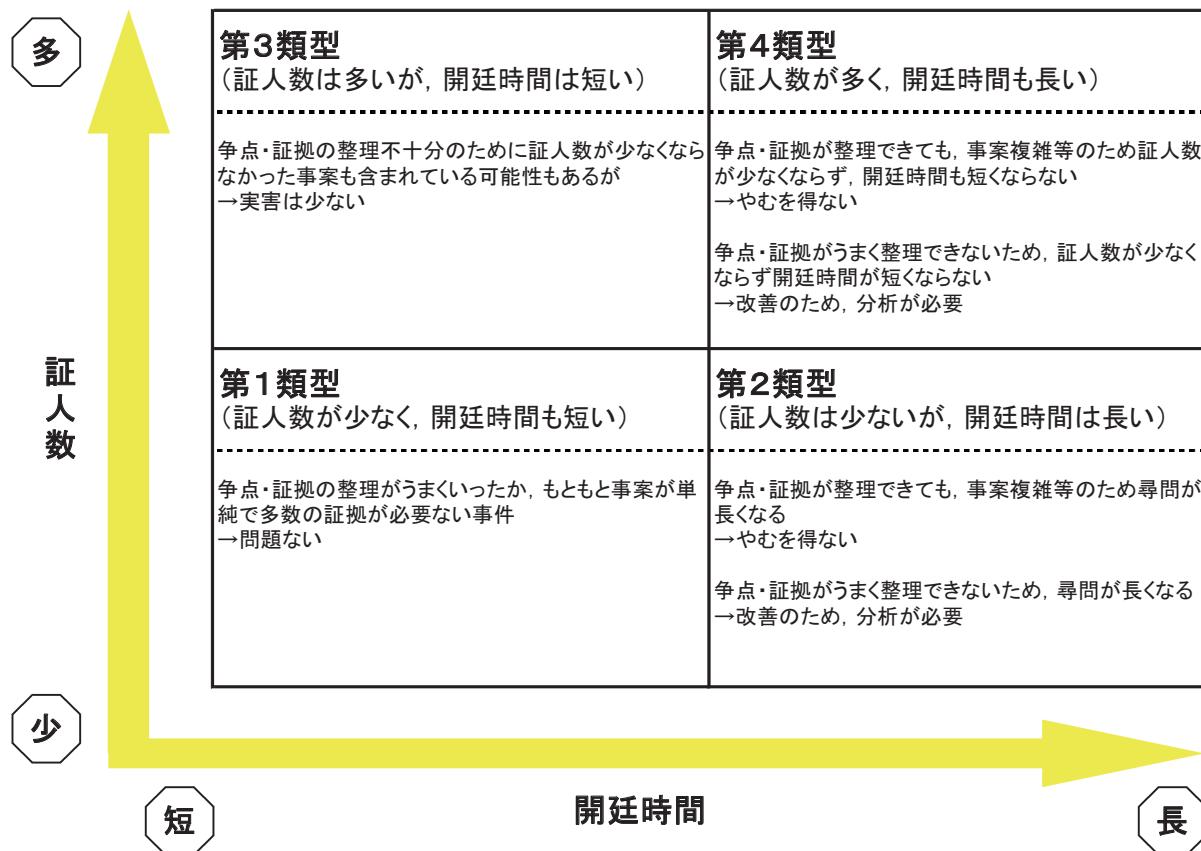
### (2) 分析の方法

ところで、複雑困難な事件においては、開廷時間が長くなるのはやむを得ない面がある。そこで、個別報告に基づく分析においては、複雑困難とはいえないにもかかわらず、開廷時間が長い事件を抽出し、そ

\*9 具体的には、強盗致傷、殺人、現住建造物等放火、強姦致死傷、傷害致死、強制わいせつ致死傷、強盗強姦、覚せい剤取締法違反、強盗致死、危険運転致死のいずれかの罪に当たる事件を対象とした。

のような事件の特徴を分析することによって、開廷時間の長さに影響を及ぼす事情を分析することにした（【図39】）。

【図39】類型イメージ



この点、一般には、証人数が多い事件ほど複雑困難な事件であると考えられることから、証人数の多寡と開廷時間の長短とで区分けして事件を分類すると、証人数が少なく開廷時間も短い類型（以下「第1類型」という。），証人数は少ないが開廷時間は長い類型（以下「第2類型」という。），証人数は多いが開廷時間は短い類型（以下「第3類型」という。）及び証人数が多く開廷時間も長い類型（以下「第4類型」という。）が考えられる。このうち、第2類型及び第4類型には、事案が複雑困難であるために開廷時間が長くなる事件も含まれるが（第2類型よりも第4類型に含まれることが多いと思われる。），上記のとおり、複雑困難とはいえないにもかかわらず、開廷時間が長い事件も含まれている可能性がある。

そこで、分析においては、まず、第2類型及び第4類型に該当する事件をそれぞれ抽出し（以下、この過程を「第1段階」という。），次に、公訴事実が極端に多い事件では、争点が多くなり、複雑困難な事件となることが多いと考えられるので、上記第2類型及び第4類型に該当する事件から、それぞれ公訴事実が極端に多い事件を除外する（以下、この過程を「第2段階」という。）。その上で、この過程で除外されなかった事件について、例えば、公訴事実が少ないにもかかわらず、争点や証拠の適切な整理ができなかったために、証拠の取調べに時間を要した結果、開廷時間が長くなった事件が多いのではないかなど、開廷時間に影響を及ぼすと考えられる事情を様々な観点から分析する（以下、この過程を「第3段階」という。上記の例では、公訴事実の数と取調べ証拠の数とをクロス集計し、公訴事実が少ないが取調べ証拠の数が多い事件の割合が多くなっていないかを調べることが考えられる。）。

### (3) 分析の実施

ア 以上を踏まえ、個別報告により収集した平成20年6月から12月までのデータを用いて検討を加えた。まず、第1段階の類型分けを行った結果、第1類型は、全事件の59.9%（362人）、第2類型は、全事件の32.8%（198人）、第3類型は、全事件の0.3%（2人）、第4類型は、全事件の7.0%（42人）であった（【表40】）<sup>\*10</sup>。

次いで、第2段階として公

訴事実の数が極端に多いものについては除外して更なる分析をすることを想定していたが、現時点では、それに該当するものはごくわずかであり（第2類型の198人中、公訴事実の数が15個以上のもの2人）、これを除外する統計的意味合いは非常に薄いと考えられたことから、除外は行わないことにした。

さらに、第3段階として、次のような仮説に基づき、①取調べ証拠数と証人尋問時間・被告人質問時間の関係、②取調べ証拠数と公訴事実数の関係（自白・否認別）、③公訴事実数と証人尋問時間・被告人質問時間の関係（自白・否認別）について分析を実施した。

まず、①取調べ証拠数と証人尋問時間・被告人質問時間の分析については、通常、取調べ証拠数が少なければ証人尋問時間・被告人質問時間もそれほど長時間を要することはないと考えられるところ、仮に取調べ証拠の数に比べて証人尋問や被告人質問の時間が長い事件が数多くみられたならば、争点に即した尋問や質問がされておらず、それが開廷時間の長期化につながっているのではないかとの仮説の裏付けとなり得る。

また、②取調べ証拠数と公訴事実数の関係（自白・否認別）については、公訴事実の数が多くなく、それほど複雑な事案でないにもかかわらず、取調べ証拠の数が多いという事件が多くみられるということであれば、証拠が十分に整理されていないため書証や人証の取調べに時間を要し、それが開廷時間の長期化の要因となり得る、また、③公訴事実数と証人尋問時間・被告人質問時間の関係（自白・否認別）についても、公訴事実の数が多くなく、それほど複雑な事案でないにもかかわらず、証人尋問時間や被告人質問時間が長いという事件が多くみられるということであれば、証人尋問や被告人質問が必要以上に長いことが開廷時間の長期化の要因となり得ると考えたものである。

#### イ 分析結果について

①取調べ証拠数と証人尋問時間・被告人質問時間の関係を分析した結果、取調べ証拠数が比較的小ないにもかかわらず尋問時間が長くなっている事件はそれほどみられなかった。すなわち、証人尋問時間については、多くが120分以下である上、取調べ証拠数が40個以下であるにもかかわらず、証人尋問時間（検察官・弁護人合計）が120分を超えるものは、全体の約17%（全180人中30人）にすぎなかつた（【表41】）。

\*10 なお、このうち第2段階以降の分析の対象とすべきものは、第2類型及び第4類型であるが、第4類型については現時点では母数が少ないため、詳細な分析は困難と判断した。

【表40】取調べ証人数別の開廷時間の分布

（平成20年6月～12月）

開廷時間		総数	2時間以内	2時間超 5時間以内	5時間超 15時間以内	15時間超
取 調べ 証 人 数	総数	604	73	291	217	23
	10人以上	8	—	—	3	5
	5人～9人	36	—	2	25	9
	1人～4人	435	43	212	171	9
	証人なし	125	30	77	18	—

第1類型＝黄色部分 第3類型＝オレンジ部分

第2類型＝水色部分 第4類型＝緑色部分

【表41】取調べ証拠数と証人尋問時間(検察官・弁護人合計)との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

証人尋問時間 (検察官・弁護人合計)	総数	60分以下	120分以下	180分以下	300分以下	300分超
総数	180	86	49	19	21	5
取 調 べ 証 拠 数	100個超	9	6	1	—	1
	100個以下	11	7	2	1	—
	80個以下	14	6	5	2	1
	60個以下	28	11	9	2	4
	40個以下	89	41	23	12	11
	20個以下	29	15	9	2	3

また、被告人質問時間（検察官・弁護人合計）についても、多くが120分以下である上、取調べ証拠数が40個以下であるにもかかわらず、被告人質問時間（検察官・弁護人合計）が120分を超えるものは、全体の約15%（全197人中30人）であった（【表42】）。

【表42】取調べ証拠数と被告人質問時間(検察官・弁護人合計)との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

被告人質問時間 (検察官・弁護人合計)	総数	60分以下	120分以下	180分以下	300分以下	300分超
総数	197	50	97	32	16	2
取 調 べ 証 拠 数	100個超	9	2	4	3	—
	100個以下	13	4	6	1	2
	80個以下	17	4	8	5	—
	60個以下	32	8	15	5	4
	40個以下	96	23	47	14	10
	20個以下	30	9	17	4	—

②取調べ証拠数と公訴事実数の関係の分析結果においても、自白・否認事件とも、公訴事実の数が少ないにもかかわらず、取調べ証拠数が非常に多いという事件はほとんど見当たらなかった。例えば、自白事件でみると、公訴事実数が2個以下で取調べ証拠数が40個を超えたものは、全体の約12%（全81人中10人）であった（【表43】）。また、否認事件でも、公訴事実数が2個以下で取調べ証拠数が60個を超えたものは、全体の約7%（全117人中8人）であった（【表44】）。

【表43】自白事件における公訴事実数と取調べ証拠数との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

取調べ証拠数 (検察官・弁護人合計)	総数	20個以下	40個以下	60個以下	80個以下	100個以下	100個超	
公訴事実数	総数	81	15	31	14	11	6	4
公訴事実数	6個以上	11	—	—	3	2	3	3
	5個	4	—	—	2	2	—	—
	4個	3	—	1	2	—	—	—
	3個	12	1	3	—	6	1	1
	2個	19	1	12	4	1	1	—
	1個	32	13	15	3	—	1	—

【表44】否認事件における公訴事実数と取調べ証拠数との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

取調べ証拠数 (検察官・弁護人合計)	総数	20個以下	40個以下	60個以下	80個以下	100個以下	100個超	
公訴事実数	総数	117	16	65	18	6	8	4
公訴事実数	6個以上	9	—	1	2	—	5	1
	5個	1	—	—	1	—	—	—
	4個	4	—	1	1	—	1	1
	3個	12	—	7	3	1	—	1
	2個	25	3	15	4	2	1	—
	1個	66	13	41	7	3	1	1

③公訴事実数と証人尋問時間・被告人質問時間の関係（自白・否認別）の分析結果においても、公訴事実の数が多くないにもかかわらず、証人尋問時間が長いという事件は多くはみられなかった。

例えば、自白事件では、公訴事実数が2個以下で証人尋問時間（検察官・弁護人合計）が60分を超えたものは全体の約17%（全71人中12人）しかなく（【表45】），また、否認事件については、公訴事実数が2個以下で証人尋問時間（検察官・弁護人合計）が120分を超えたものは全体の約30%（全109人中33人）であり（【表46】），被告人質問時間については、公訴事実数が2個以下で被告人質問時間（検察官・弁護人合計）が120分を超えたものは全体の約22%（全117人中26人）であった（【表48】）。他方、自白事件で、公訴事実数が2個以下で被告人質問時間（検察官・弁護人合計）が60分を超えたものは約41%（全80人中33人）であり（【表47】），証人尋問時間に比べると比較的長い時間を要したものが多く見られたが、これは、実務上、裁判員裁判対象事件である重大事件においては、自白事件でも情状立証のため被告人質問にある程度時間を要することが少くないことによるものと考えられる。

否認事件については、自白事件よりも、公訴事実の数が少ないものでも証人尋問や被告人質問にある程度時間をする事件が多くみられるが、これは、一般的に否認事件の場合は、公訴事実の数が少なくても争点によってはある程度の尋問ないし質問時間が必要となることが少くないことによるものと考えられる。

## VI 刑事訴訟事件に関する分析

【表45】自白事件における公訴事実数と証人尋問時間との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

証人尋問時間 (検察官・弁護人合計)		総数	60分以下	120分以下	180分以下	300分以下	300分超	
公訴事実数		総数	71	54	14	2	1	-
6個以上	6個以上	9	8	1	-	-	-	-
	5個	2	1	1	-	-	-	-
	4個	2	2	-	-	-	-	-
	3個	9	6	3	-	-	-	-
	2個	18	13	4	1	-	-	-
	1個	31	24	5	1	1	-	-

【表46】否認事件における公訴事実数と証人尋問時間との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

証人尋問時間 (検察官・弁護人合計)		総数	60分以下	120分以下	180分以下	300分以下	300分超	
公訴事実数		総数	109	32	35	17	20	5
6個以上	6個以上	8	3	3	1	-	-	1
	5個	1	-	-	-	1	-	-
	4個	4	1	1	1	1	-	-
	3個	9	2	3	1	2	-	1
	2個	23	8	6	4	5	-	-
	1個	64	18	22	10	11	-	3

【表47】自白事件における公訴事実数と被告人質問時間との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

被告人質問時間 (検察官・弁護人合計)		総数	60分以下	120分以下	180分以下	300分以下	300分超	
公訴事実数		総数	80	29	37	10	3	1
6個以上	6個以上	11	6	3	2	-	-	-
	5個	4	3	-	-	1	-	-
	4個	3	-	2	1	-	-	-
	3個	11	2	8	1	-	-	-
	2個	19	6	9	4	-	-	-
	1個	32	12	15	2	2	-	1

【表48】否認事件における公訴事実数と被告人質問時間との関係(第2類型)

(平成20年6月～12月)

被告人質問時間 (検察官・弁護人合計)	総数	60分以下	120分以下	180分以下	300分以下	300分超	
公訴事実数	総数	117	21	60	22	13	1
6個以上	9	2	4	-	3	-	-
	5個	1	-	-	-	1	-
	4個	4	1	1	2	-	-
	3個	12	3	5	3	1	-
	2個	25	3	15	4	3	-
	1個	66	12	35	13	5	1

#### (4) まとめ

以上のとおり、特段問題ないと認められる第1類型と第3類型が、全事件の約60%を占めることに加え、第2類型についても、上記のとおりの分析を行った結果、公訴事実の数が多くないにもかかわらず、取調べ証拠数が多いとか、証人尋問時間が長いといった事件が多くみられることはなかった（被告人質問時間については、証人尋問時間と比べると、比較的長い時間を要した事件が多くみられたことは、前述のとおりである。）。

ただし、この結果も、ごく限られた期間のデータ集積に基づくものにすぎない上、前記のとおり過渡期のものであるから、確定的な傾向であると言い切ることができないことも、また明らかである。今後とも個別報告による動向の分析を続け、開廷時間に係るデータの傾向等に影響を与える問題点の有無等についてみていく予定である。

## 2. 4 公判前整理手続期間に着目した分析

### 2. 4. 1 はじめに

前記2.2.4のとおり、裁判員裁判対象事件について、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間は年々長くなっている。特に、公判前整理手続の平均期間が年々長くなっている。もとより、前記2.2.4(4)で述べたとおり、平成18年と平成20年とでは、公判前整理手続に付するか否かに関する運用が大きく異なる上、公判前整理手続の進行等に関する運用も大きく異なっているので、平成18年から平成20年までの経年変化をもとに公判前整理手続が長期化する要因を分析することは不可能であり、かつ、相当ではないが、現時点で公判前整理手続の期間に影響すると考えられる事情については、統計データを分析するなどして検討を試みた。なお、検討に当たっては、公判前整理手続に付された事件の大部分を占める裁判員裁判対象事件（2104件中1788件）を対象とした（本項においては、特に断らない限り、事件とは公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件を指す。）。

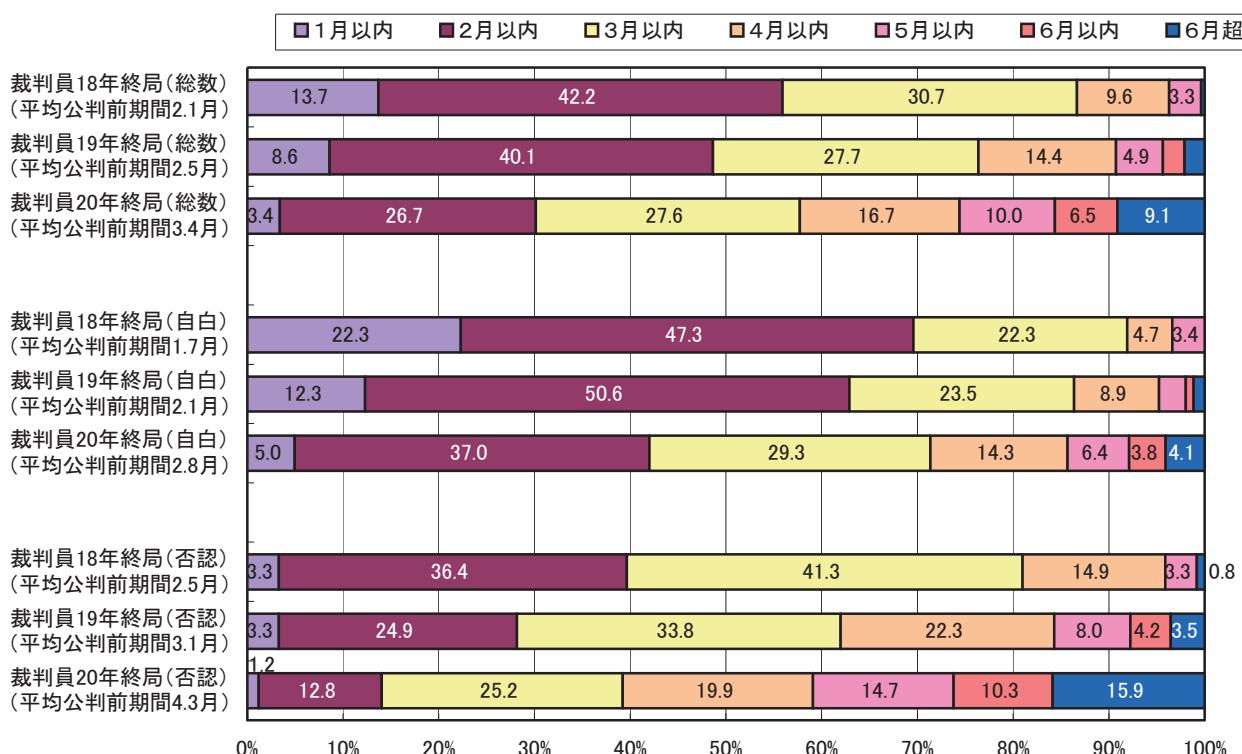
## 2. 4. 2 概況

自白事件についてみると、公判前整理手続の平均期間は、年々増加している。分布をみても、平成18年は、公判前整理手続の平均期間が2月以内の事件が全体の約70%を占めていたのに対し、平成20年には約40%にとどまっている一方、公判前整理手続の平均期間が4月を超える事件の割合は、平成18年では約3%であったのに対し、平成20年には約14%を占めるに至っており、平成18年の5倍近くとなっている（【図49】）。他方、公判前整理手続期日の平均回数は、平成18年から平成20年までにかけて若干の増減はあるものの、総じて変わりはない、分布についても、平均期間ほど変動はない（【図50】）。平均公判前整理手続期日間隔<sup>\*11</sup>については、平成18年から平成20年にかけて、若干長くなっている（【図51】）。

否認事件についても、公判前整理手続の平均期間は年々増加している（1年以内終局否認事件に限ってみてもその傾向は同様である。前掲【図23】参照。）。分布をみても、公判前整理手続の平均期間が2月以内の事件の割合が、平成18年には約40%あったのが、平成20年には14%となっているのに対し、平均期間が4月を超える事件の割合は、平成18年には約4%であったのが、平成20年には約40%を占めるに至っている（【図49】）。

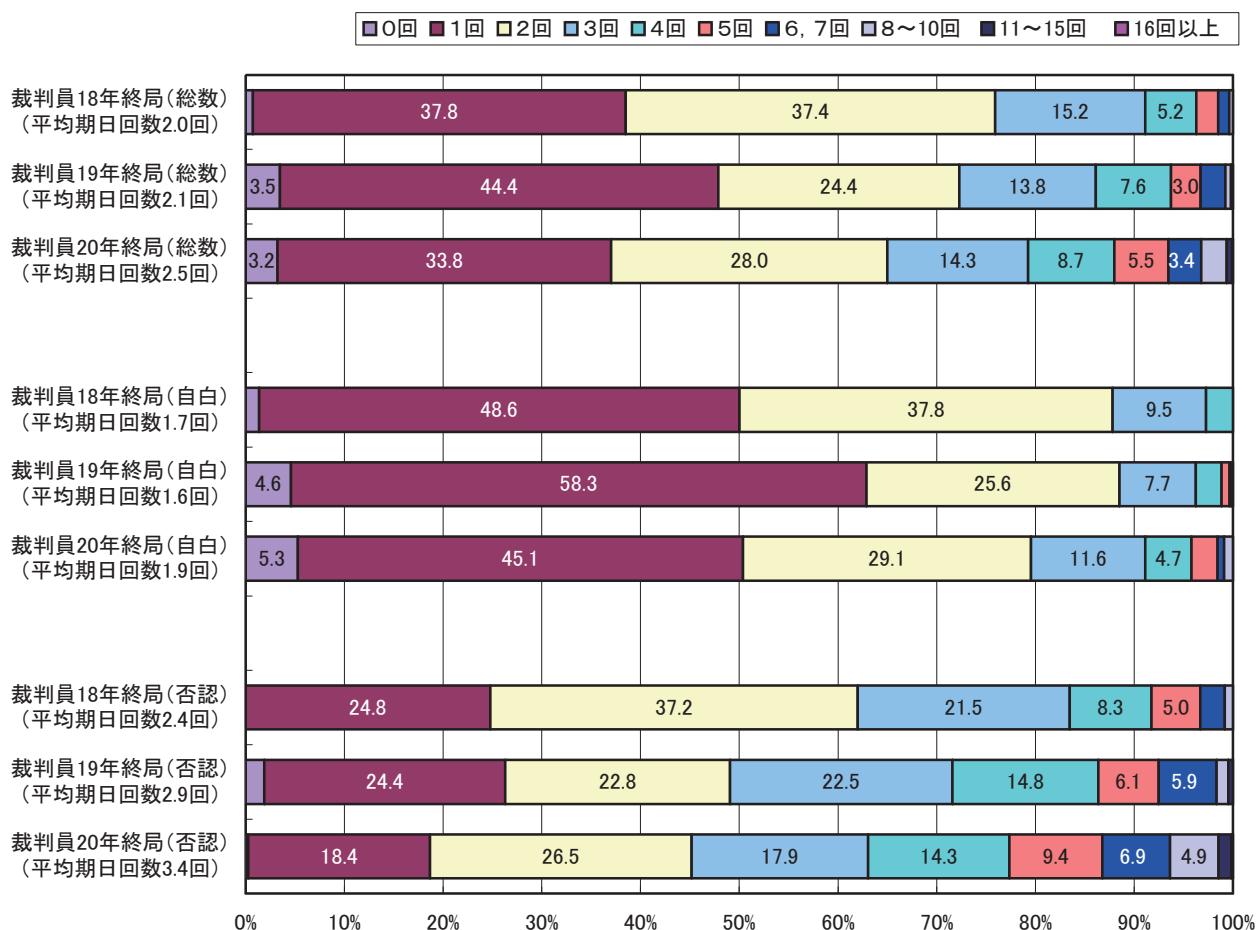
公判前整理手續期日の平均回数は年々増加しており（【図50】）。1年以内終局否認事件に限ってみてもその傾向は同様である。前掲【図25】参照。）、平均公判前整理手續期日間隔も若干長くなっている（【図51】）。

【図49】自白否認別の平均公判前整理手續期間及び公判前整理手續期間の分布（裁判員裁判対象事件）

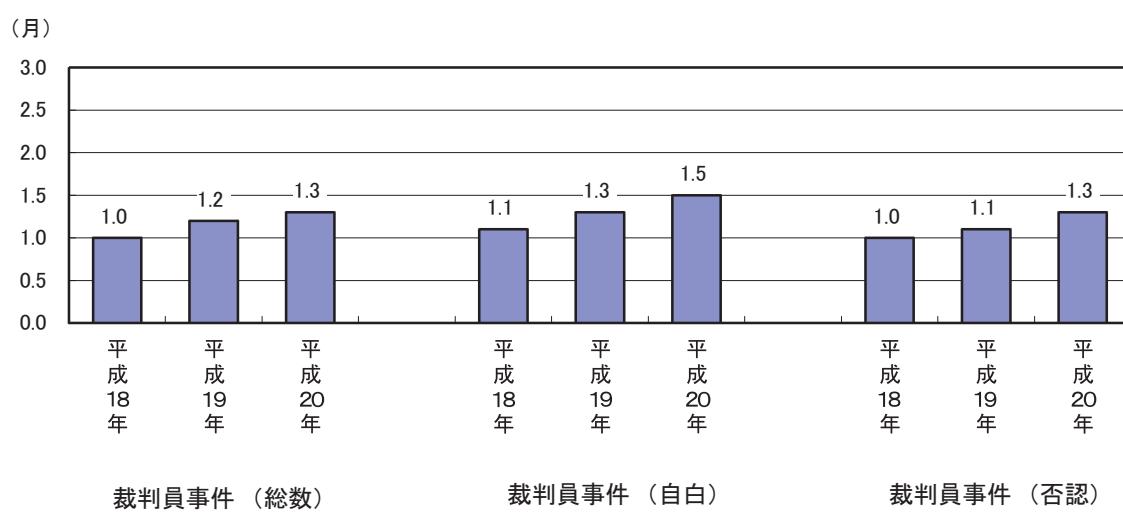


\*11 平均公判前整理手續期日間隔とは、公判前整理手續に付されてから公判前整理手續終了までの平均期間を、平均公判前整理手續期日回数で除したものという。

【図50】自白否認別の平均公判前整理手続期日回数及び公判前整理手續期日回数の分布  
(裁判員裁判対象事件)



【図51】自白否認別の平均公判前整理手續期日間隔(裁判員裁判対象事件)



## 2. 4. 3 公判前整理手続の期間に影響を及ぼす事情として考えられるもの

ところで、公判前整理手続が長期化する事情を列挙すると次のようなものが考えられる。なお、ほぼ同様の指摘は、法曹関係者執筆の論文等でも指摘されている<sup>\*12</sup>。

- ① 多数の余罪があつて追起訴のための捜査に日数を要すること
- ② 公判前整理手続の中で、補充捜査が必要になり、これに日数を要すること
- ③ 多数の証拠の開示請求が行われ、膨大な記録の中から対象証拠を選別し、開示の要件の有無等を検討するのに日数を要すること
- ④ 証拠開示の裁定請求書の記載に不備があり、その補正に日数を要するなどして裁定に時間がかかること
- ⑤ 多数の検察官請求証拠及び類型証拠が開示され、被告人側の主張明示までに長期の準備期間を要すること
- ⑥ 当事者の主張明示が不十分で、求釈明等に日数を要すること

## 2. 4. 4 検討

- (1) 以上の事情のうち、追起訴の有無と公判前整理手続の期間との関係をみると、自白事件、否認事件とも、追起訴のある事件の方が、追起訴のない事件に比べて、公判前整理手続の平均期間が約1ヶ月長くなっている。また、公判前整理手続に時間を要した事件類型として、公判前整理手続に4月よりも長い期間を要した事件でみると、自白事件の中で追起訴があった事件の割合は61.9%（終局人員147人中91人）であり、公判前整理手続に付された自白事件全体の中で追起訴があった事件の割合（終局人員1026人中364人で、35.5%）よりも高くなってしまい、自白事件で公判前整理手続に時間を要したものには、追起訴があるものが多いことがわかる。このような傾向は、否認事件でも同様である（公判前整理手続期間が4月を超える否認事件のうち、追起訴があった事件の割合は41.4%（309人中128人）なのに対し、公判前整理手続に付された否認事件全体では31.9%（755人中241人）である。）（【表52】）。

---

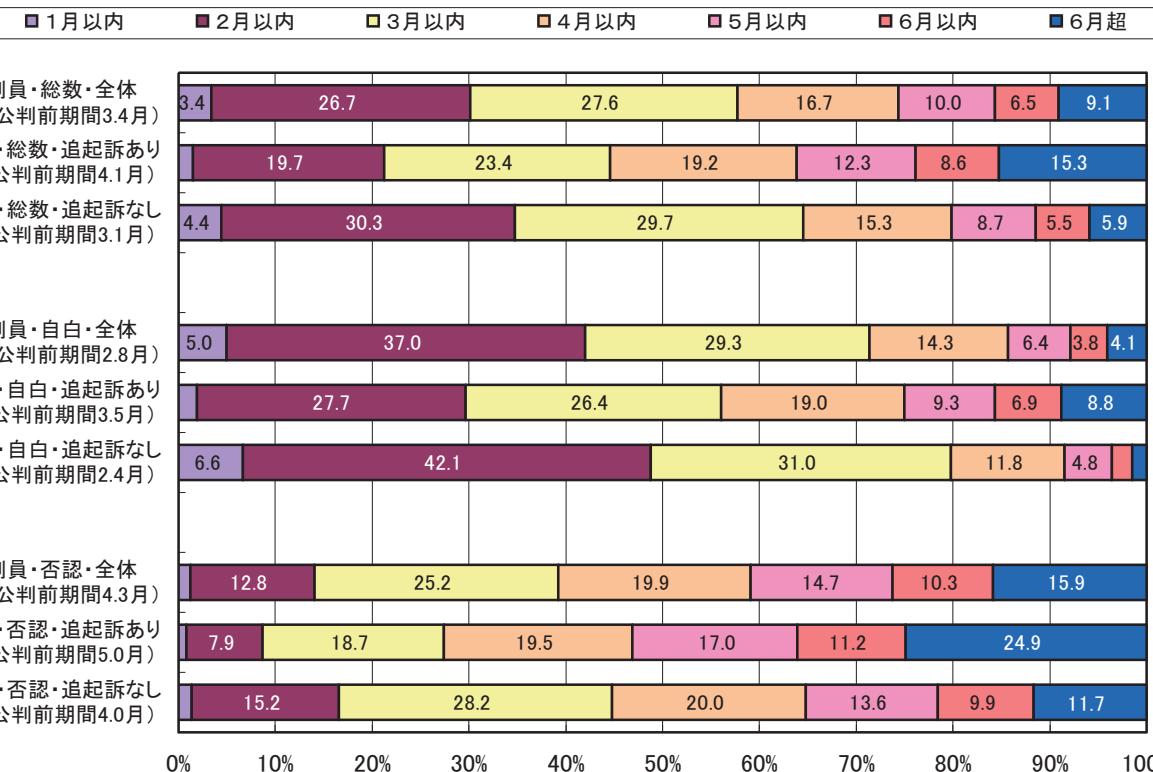
\*12 例えば、田野尻猛「公判前整理手続の運用状況」法律のひろば2006年10月号36頁以下、米山正明「公判前整理手続の運用と今後の課題」判例タイムズ1228号32頁以下（平成19年）、酒井邦彦「公判前整理手続の実施状況」判例タイムズ1229号33頁以下（平成19年）等

【表52】自白否認別及び追起訴の有無別平均公判前整理手続期間及び公判前整理手続期間の分布  
 (裁判員裁判対象事件)

	総数	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月超
裁判員・総数・全体 (平均公判前期間3.4月)	(100.0) 1,788	(3.4) 61	(26.7) 478	(27.6) 493	(16.7) 298	(10.0) 178	(6.5) 117	(9.1) 163
裁判員・総数・追起訴あり (平均公判前期間4.1月)	(100.0) 608	(1.5) 9	(19.7) 120	(23.4) 142	(19.2) 117	(12.3) 75	(8.6) 52	(15.3) 93
裁判員・総数・追起訴なし (平均公判前期間3.1月)	(100.0) 1,180	(4.4) 52	(30.3) 358	(29.7) 351	(15.3) 181	(8.7) 103	(5.5) 65	(5.9) 70

裁判員・自白・全体 (平均公判前期間2.8月)	(100.0) 1,026	(5.0) 51	(37.0) 380	(29.3) 301	(14.3) 147	(6.4) 66	(3.8) 39	(4.1) 42
裁判員・自白・追起訴あり (平均公判前期間3.5月)	(100.0) 364	(1.9) 7	(27.7) 101	(26.4) 96	(19.0) 69	(9.3) 34	(6.9) 25	(8.8) 32
裁判員・自白・追起訴なし (平均公判前期間2.4月)	(100.0) 662	(6.6) 44	(42.1) 279	(31.0) 205	(11.8) 78	(4.8) 32	(2.1) 14	(1.5) 10

裁判員・否認・全体 (平均公判前期間4.3月)	(100.0) 755	(1.2) 9	(12.8) 97	(25.2) 190	(19.9) 150	(14.7) 111	(10.3) 78	(15.9) 120
裁判員・否認・追起訴あり (平均公判前期間5.0月)	(100.0) 241	(0.8) 2	(7.9) 19	(18.7) 45	(19.5) 47	(17.0) 41	(11.2) 27	(24.9) 60
裁判員・否認・追起訴なし (平均公判前期間4.0月)	(100.0) 514	(1.4) 7	(15.2) 78	(28.2) 145	(20.0) 103	(13.6) 70	(9.9) 51	(11.7) 60

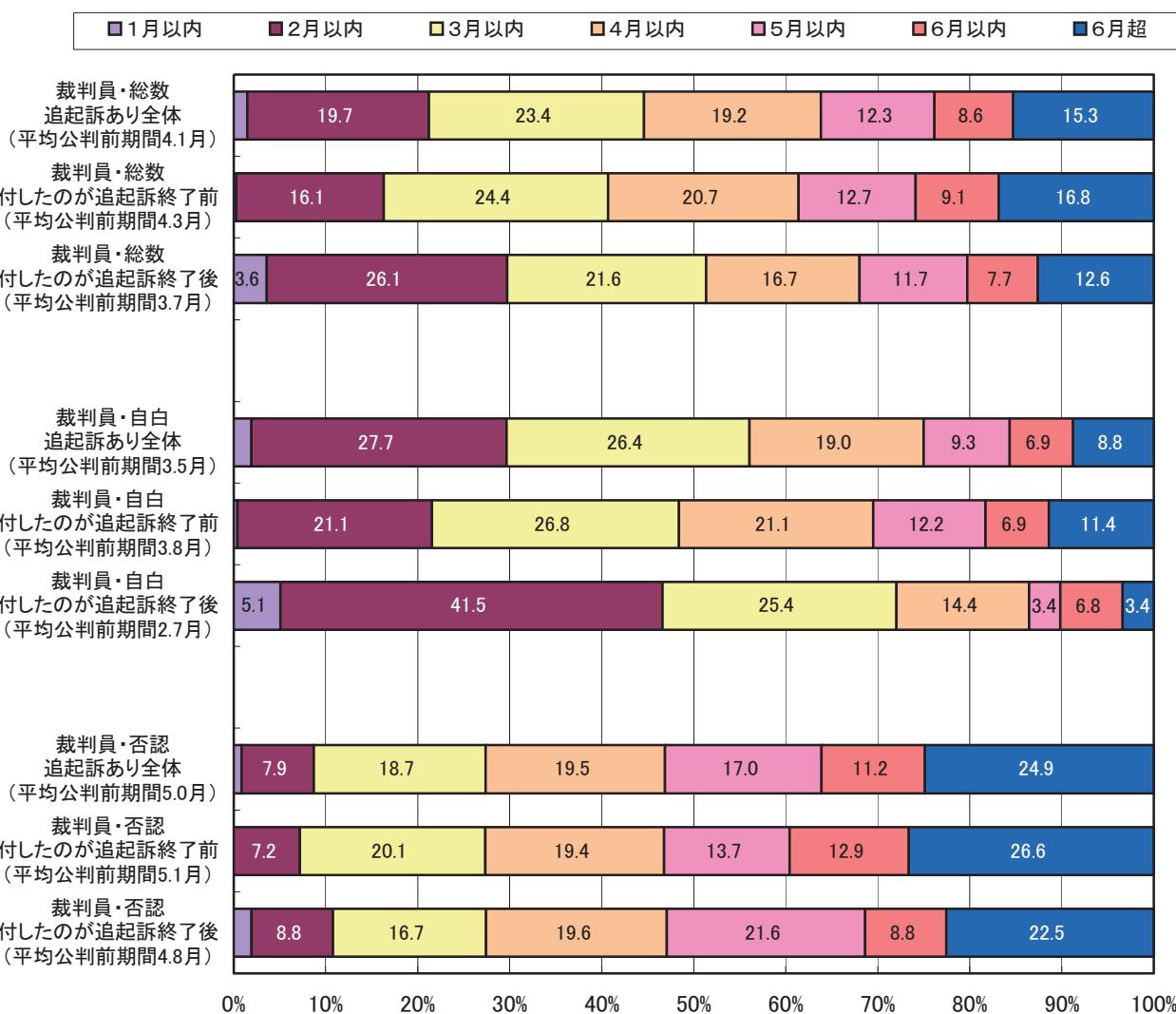


もっとも、このように追起訴のある事件の方が公判前整理手続の期間が長くなる原因が、追起訴に時間を要するためであると即断することはできない。すなわち、追起訴のある事件の中でも、追起訴終了前に公判前整理手続に付された事件と追起訴終了後に公判前整理手続に付された事件があるところ、後者においては、追起訴に時間がかかるために公判前整理手続の期間が長くなるという関係はない。にもかかわらず、追起訴終了後に公判前整理手続に付された事件における公判前整理手続の平均期間（自白事件で2.7月、否認事件で4.8月）は、追起訴のない事件における同期間（自白事件で2.4月、否認事件で4.0月）よりも長くなっている（【表52】及び【図53】），追起訴のある事件の方が公判前整理手続の期間が長くな

## VI 刑事訴訟事件に関する分析

る原因が、追起訴に時間を要するためであるとはいひ難い。この点、実務感覚としても、追起訴のある事件では訴因が複数になり、争点の整理等に時間を要するといえるところであり、かかる事情が公判前整理手続を長期化させる要因の一つとなっていることも考えられる。そして、以上に述べた要因が複合的にかかわっている可能性もあり、いずれにしても、上記のとおり、追起訴のある事件の方が公判前整理手続の期間が長くなっている理由については、現時点では特定することはできない。

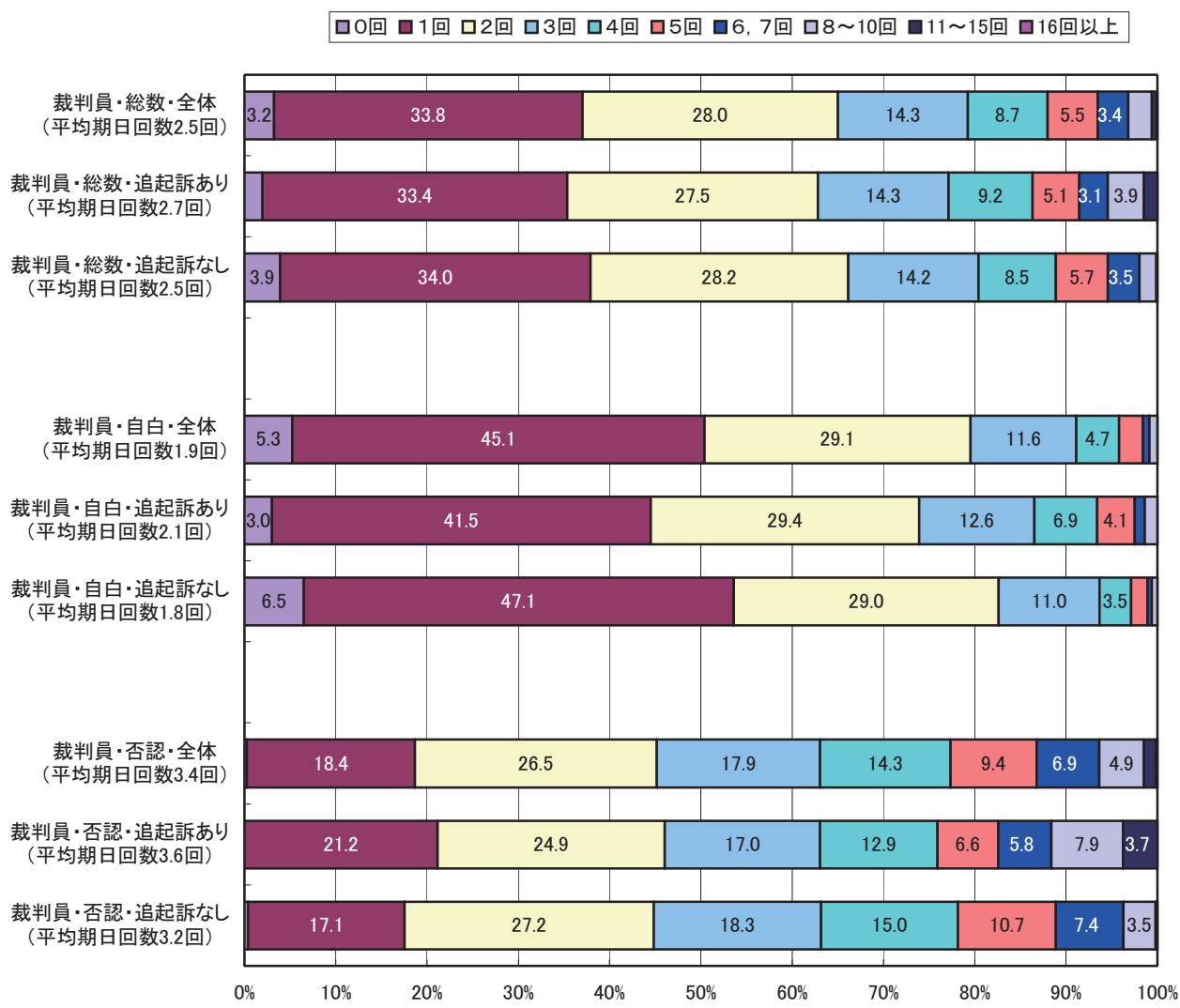
【図53】自白否認別及び付公判前と追起訴の先後別平均公判前整理手続期間及び公判前整理手続期間の分布(裁判員裁判対象事件)



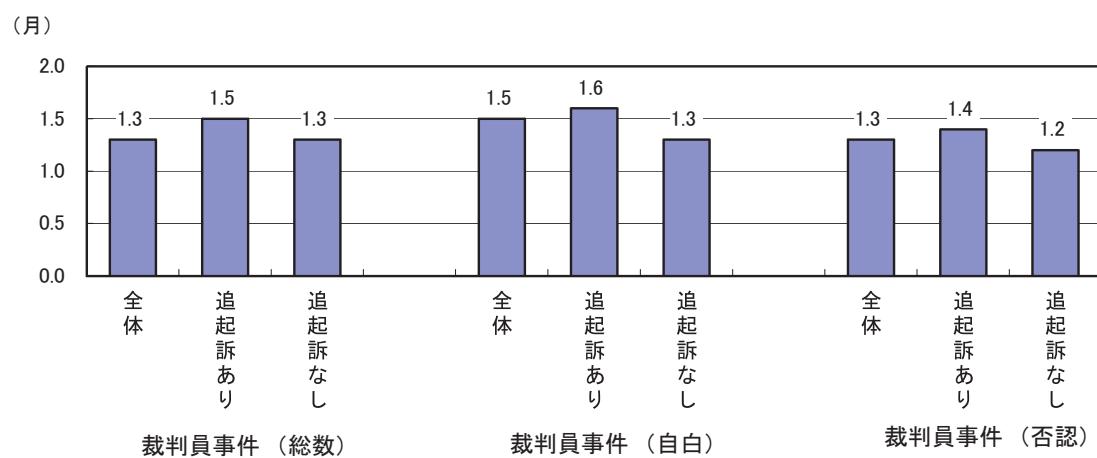
他方、追起訴の有無別に公判前整理手続の平均期日回数をみると、追起訴のある事件とない事件との差は小さい（【図54】）。また、平均公判前整理手続期日間隔については、自白事件、否認事件とも、追起訴のある事件の方がない事件よりも若干長くなっている程度である（【図55】）。

以上のように、公判前整理手続に時間を要するものについては、自白・否認事件とともに、追起訴があるものが多いが、その原因を現時点では特定することができず、今後とも慎重に動向を注視していく必要がある。

【図54】自白否認別及び追起訴の有無別平均公判前整理手続期日回数及び公判前整理手続期日回数の分布(裁判員裁判対象事件)



【図55】自白否認別及び追起訴の有無別平均公判前整理手続期日間隔(裁判員裁判対象事件)



(2) 証拠開示が公判前整理手続の期間に及ぼす影響について、証拠開示に関する裁定が請求された事件（刑事訴訟法316条の25、26）を集計したところ、平成20年1年間で142件（同じ期間に終局した公判前整理手続に付された事件の人員数の約7%）と、それほど件数は多くない上、その集計によても、裁定の請求がされるまでにどのような経緯をたどったかについては不明である<sup>\*13</sup>。したがって、この集計によっては、証拠開示が公判前整理手続の期間にどのような影響を及ぼすかについて明確にすることはできない。

もっとも、前記文献等によれば、検察官は、積極的に証拠を開示しているものの、資料が膨大であることなどから開示事務に相当の時間がかかるとの指摘もあるところである。この点については、平均公判前整理手続期日間隔が若干長くなっている傾向にも沿うものといえよう。さらに、開示すべき証拠が多数に上ると、必然的に謄写事務や弁護人の閲覧事務に時間を要するとか、弁護人の証拠の検討にも時間を要するといった点も、公判前整理手続が長期化する事情の一つとして考えられる<sup>\*14</sup>（もっとも、これ自体は、現在の刑事裁判制度や弁護人の職務に内在する要因というべきであり、やむを得ないというべきであろう。）。

裁判員裁判が導入されたからといって、捜査機関が作成する捜査資料の点数が大きく変化するとまではいえず、したがって、最終的な検察官請求証拠の点数は減るとしても、開示の対象となる証拠自体の点数が減ることにはならないであろう。その意味で、証拠開示が公判前整理手続の期間に影響を及ぼす可能性は依然としてあるというべきであり、今後の動向を注視していく必要がある。

### （参考）期日間整理手続に関する概況

期日間整理手続は、第1回公判期日後、充実した審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、必要と認められる場合に、事件の争点及び証拠の整理を行う手続であり、平成17年11月に施行された刑事訴訟法により、公判前整理手続と同時に導入された手続である。

どのような事件について期日間整理手続に付するかについては、確立した運用はなく、一般には、当初争いのない事件であるか、それほど複雑ではない事件であったものが、第1回公判期日後に新たに争点が表れるなどし、新たに争点整理等の必要が生じた場合に多く活用されているものと考えられる。もっとも、平成20年に終局した事件のうち期日間整理手続に付された人員は324人と、同年における終局人員の0.5%にすぎず、公判前整理手続以上に確定的な傾向を見いだすことは困難であると思われるが、以下、第2回報告書で述べたところと同様、期日間整理手続に付された事件について、平均手続期間、実施回数、実施間隔等を、同整理手続に付されていない事件と比較することにより、概観することにする。

\*13 申立て件数以外のデータについては、証拠開示に関する裁定が請求された事件の決定書の写し又は決定を記載した調書の写しを収集するにとどまっている。もとより、裁定が請求されるに至る経緯に関する情報は、各事件の個性に応じて様々であると想定され、これを類型化して（あるいはデータとして）収集することは極めて困難である。

\*14 最高裁判所事務総局刑事局「模擬裁判の成果と課題」判例タイムズ1287号15頁以下（平成21年）にもこれを前提とした議論が紹介されている。

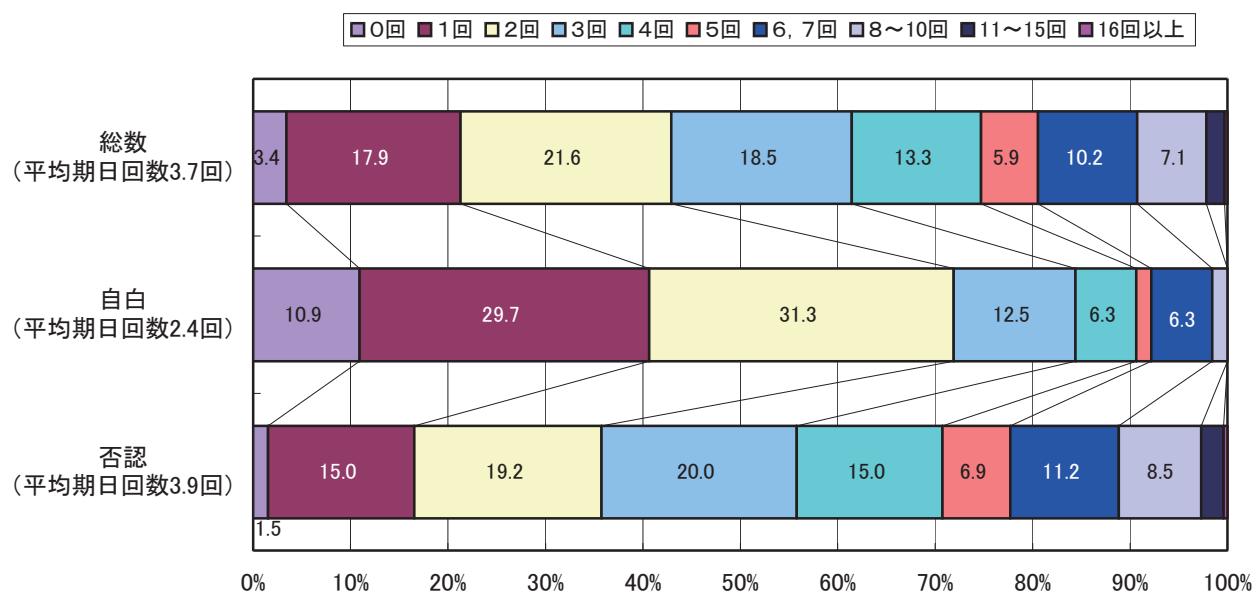
【表56】は、平成18年から平成20年までの地方裁判所の刑事通常第一審事件の終局人員のうち、期日間整理手続に付された人員を自白・否認別に示したものである。これによると、期日間整理手続に付された人員数及び割合は、いずれも増加傾向にある。これは、公判前整理手続を含む争点及び証拠の整理手続一般の有用性が浸透し、実務的に定着してきたことを表わすものともいえる。

また、平成20年に終局した事件で期日間整理手続に付された人員

324人のうち、否認事件は260人であり、全体の約80%を占めている。

【図57】は、自白・否認別の平均期日間整理手続期日回数及び期日間整理手続期日回数の分布を示したものである。自白事件の平均期日回数は2.4回、否認事件の平均期日回数は3.9回となっている。自白事件の約72%の事件が2回以内に手続を終えており、否認事件でも4回以内に手続を終えている事件が約71%である。第2回報告書における平成18年の数値に比べると、平均期日間整理手続期日回数はいずれも多くなっている。

【図57】自白・否認別の平均期日間整理手続期日回数及び期日間整理手続期日回数の分布



【図58】は、期日間整理手続の有無別に自白事件・否認事件ごとの平均審理期間を示したものである。総数、自白事件、否認事件とも、期日間整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間が長くなっている。

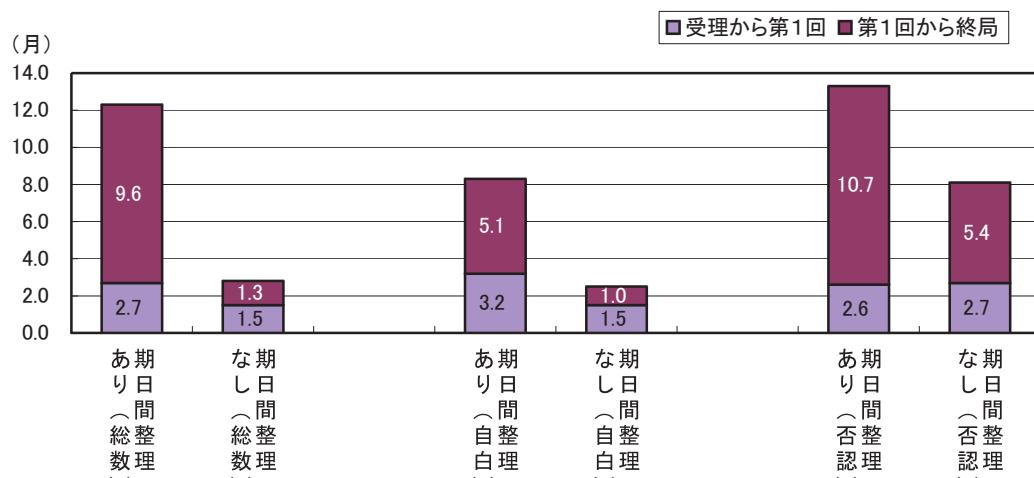
【図59】は、期日間整理手続の有無別に自白事件・否認事件ごとの平均開廷回数を示したものであり、

【図60】は、期日間整理手続の有無別に自白事件・否認事件ごとの平均開廷間隔を示したものである。総数、自白事件、否認事件とも、期日間整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均開廷間隔が長くなっているが、否認事件の方が、自白事件よりもその差は小さくなっている。

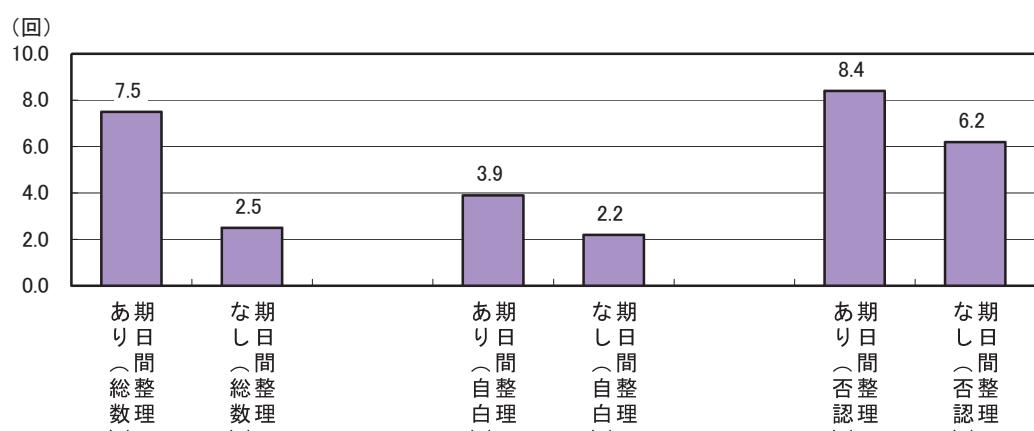
## VI 刑事訴訟事件に関する分析

【図61】は、期日間整理手続の有無別に自白事件・否認事件ごとの平均取調べ証人数を示したものである。期日間整理手続に付された事件の平均取調べ証人数は、同手續に付されなかつた事件のそれより相当多くなっている。

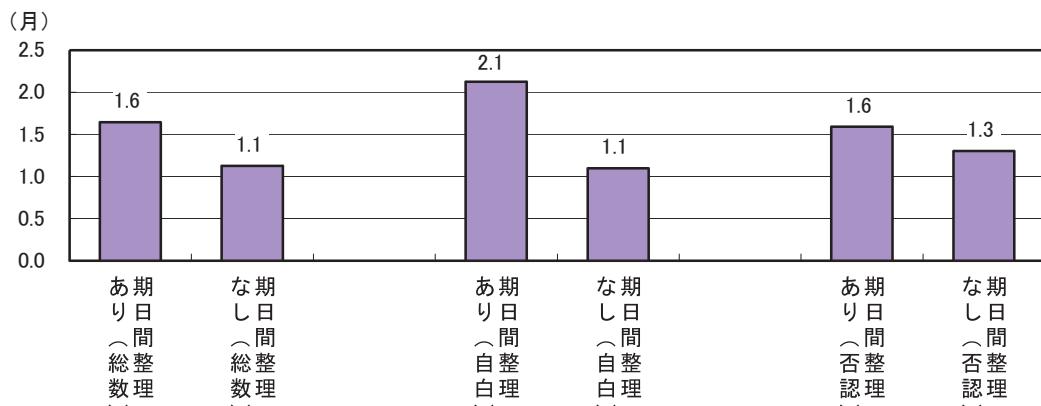
【図58】期日間整理手続の有無別及び自白否認別の平均審理期間



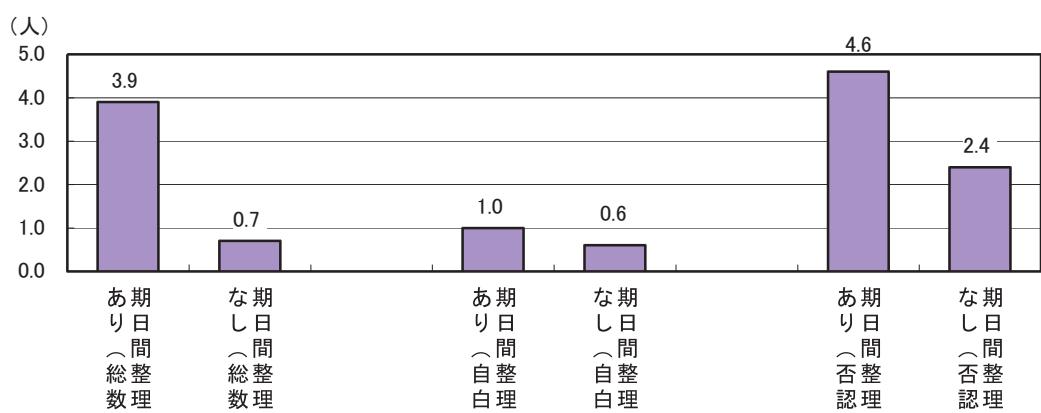
【図59】期日間整理手続の有無別及び自白否認別の平均開廷回数



【図60】期日間整理手続の有無別及び自白否認別の平均開廷間隔



【図61】期日間整理手続の有無別及び自白否認別の平均取調べ証人数



## 2.5 まとめ

以上によれば、重大事件である裁判員裁判対象事件の否認事件においては、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかつた事件よりも平均審理期間が短くなっているところ、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかつた事件よりも平均開廷回数も少なく、実審理期間の開廷間隔も短い上、取調べ証人数も少なく、証人尋問及び被告人質問のための公判期日の回数も少なくなっている。また、開廷時間を見ると、公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかつた事件よりも格段に長くなつておる、公判前整理手続に付された事件では、連目的開廷に準じた集中的な審理が行われていることがうかがわれる。また、平成20年は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかつた事件よりも終局人員1人当たりの平均開廷時間は短くなつており、公判前整理手続による争点や証拠の適切な整理の効果が現れはじめていることもうかがわれる。

もっとも、開廷時間以外の項目については、公判前整理手続に付されなかつた事件の中に、同手続に関す

る規定が施行される前から係属していた事件も含まれているため、開廷時間以外の項目に関するデータは、このような制度施行前の事件の影響を強く受けている可能性も考えられる。そこで、1年以内終局否認事件に限定して、公判前整理手続に付された事件と付されなかつた事件とを比較してみたところ、限定しない場合よりも平均審理期間等の差は縮まっている。以上のとおり、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかつた事件よりも平均審理期間等が短いなどといった傾向は、確定的なものとまではいい難い現状にある。

また、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件について、平成18年から平成20年までの経年変化をみたところ、平均審理期間は年々長くなるとともに、公判前整理手続の平均期間も年々長くなるという傾向が認められた。このことは、自白事件や1年以内終局否認事件に限定してみても同じであった。もとより、平成18年から平成20年にかけて、公判前整理手続に付するかどうかに関する運用や公判前整理手続の進行等に関する運用が大きく変わっていることから、以上の傾向が、安定した実務運用に基づく確定的な傾向であるとはいえないため、今後の動向にも注視していく必要がある。また、公判前整理手続の期間に影響を及ぼす要因についても、確定的な結論を出すには時期尚早であるが、少なくとも現時点では、追起訴の有無や証拠開示に伴う事務等が公判前整理手続の期間に影響を及ぼす一事情となっているようと考えられるところである。

現時点において、公判前整理手続が刑事訴訟事件、とりわけ裁判員裁判対象事件に与える影響について見て取れる傾向は以上のとおりであるが、これを見ても明らかなどおり、その傾向をもって確定的なものと断ずるには時期尚早といえよう。加えて、平成21年5月から裁判員裁判が実施され、原則として連日開廷されることになるため、実審理期間自体は短縮すると予想されるが、他方で、次のような事情から、実審理期間を含めた総審理期間が長期化する可能性も考えられる。

- ① 裁判員等選任手続期日の6週間前までに、裁判員候補者に対する呼出状を発送しなければならない（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則19条）ため、公判前整理手続終了から裁判員等選任手続期日までに少なくとも6週間要することになる（もっとも、このことは、単純に総審理期間が6週間延びることを意味するものではない。）。
- ② 裁判員に分かりやすい立証を実現するため、証拠書類の取調べに当たって全文朗読がされたり、従前ならば証拠書類の取調べによって短時間で立証していた、特段争いのない事実についても、証人尋問が実施されたりして、証拠調べに時間を要する可能性がある。
- ③ プレゼンテーションソフトを用いた冒頭陳述等、裁判員に主張を理解してもらうための説明に時間を要する可能性がある。
- ④ 裁判員の集中が途切れないよう、頻繁に休廷する運用となる可能性がある。

もとより、②、③、④の各事情は、それ単体では開廷時間を増加させる要素にすぎないが、これらの事情が複合的に作用すれば、審理期間（日数）に影響を及ぼすことにもつながるものと思われる。このように、裁判員制度においては、これまでとは違った方向から審理が長期化する可能性が考えられるので、統計データの分析一つにしても、今後とも多角的な観点から検討を行っていく必要があろう。